



SOMPO
JAPAN

NKSJグループ

損保ジャパンの 自動車総合保険

Sompo-japan Universal automobile insurance Policy

SUP



お客さまが、 本当に“安心できる”自動車

補償が充実しているのは当たり前です。

事故・故障の際にお客さまが感じる「心づよさ」や、

補償内容をお伝えするときの「わかりやすさ」、

さまざまなサービスの「便利さ」。

そんなやさしさがあるからこそ、

本当の安心をお届けできるから。

損保ジャパンのSUP。

きっと、あなたが求めている自動車保険です。

「保険はむずかしい。
内容がわかりづらい。
なんとかして!」

**補償説明
は
わかりやすく!**

「休日や夜間の事故は
受付だけで、
対応が翌営業日では
困ります!」

「事故が起きたとき、
保険を使えるか
すぐに教えてほしい!」

**24時間
365日**

**事故・故障対応
は
心づよく!**

ロードアシスタンス サービス(補償) 拡大!

ご契約の自動車事故・故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場へ急行し、レッカーけん引や応急処置(30分程度)などを実施。ご契約の自動車のトラブル対応は、お任せください!

事故対応

事故受付だけでなく、お支払い対象となる保険金のご説明も、レッカー・タクシー・ホテルの手配も、損保ジャパンは24時間即対応! 事故にあわれた際の不安をとことん解消します!

詳しくはP3へ

もちろん!

補償のプランニングから事故時の対応、
“顔の見える安心”でしっかり

保険を——

「保険証券や説明文書、
わたしにもわかるように
書いてほしい!」

ひと目でわかる補償内容 保険のとりせつ

○×表示で補償内容がひと目でわかる
“補償の全体像”を、提案書からご契約後
お届けする保険のとりせつまで一貫して
採用。保険のとりせつはお客さまごとに
オーダーメイドで作成します!

詳しくはP4へ

サービス は 便利に!

「住所を変更したとき、
用紙を請求したり
書いて返送したり、とっても
面倒でした!」

お客さま専用の インターネットサービス マイページ

24時間いつでもご契約内容の確認や各種変更手続き
(ご住所の変更、ご契約の自動車の変更など)、さら
に保険のご契約の相談などが可能! お役立ち情
報がたっぷりのメールマガジンも配信しています。

スマートフォンアプリ トラブルCh

カーライフなどのトラブル解決をお手伝いする便利
な機能や情報を多数搭載した無料のアプリです。
万が一の事故時連絡先のご確認もこちらから!

詳しくはP4へ

「Safety Sight」、「クルマのあんぜん教室」など、
その他のWebサービスもご用意しています。

詳しくはP33へ

各種お手続きまで、損保ジャパンの代理店が
サポート。いつもあなたの身近で見守っています。

INDEX

損保ジャパンのSUP、
“本当の安心”ってどんなところ?

SUPの3つの安心 P1~4

心づよく! **ロードアシスタンス・事故対応**

わかりやすく! **保険のとりせつ**

便利に! **マイページ・トラブルCh**

こんなとき、SUPはどんなことを
してくれるの?

SUPの概要 P5・6

補償内容をもっと知りたい

相手 人 相手 お車・物 への賠償 P7・8

ご自身 人 の補償 P9・10

ご自身 お車・物 の補償 P11・12

ロードアシスタンス P13・14

主な特約— **相手 お車・物** への賠償 P15

主な特約— **ご自身 人** の補償 P16

主な特約— **ご自身 お車・物** の補償 P17

主な特約— **その他** の補償 P18・19

補償内容のチェックポイント P20

ご契約条件の設定・
各種割引制度のご説明 P21~25

ご契約のお手続き P26~28

もしも事故にあわれたら P29

SUPの主な補償内容 P30~33

損保ジャパンのその他のWebサービス P33

用語のご説明 P34

環境を考えるあなたと損保ジャパンの取組みです。

Web約款のご利用をおすすめします!

ペーパーレスによる環境保護を促進するため、損保ジャパン
ホームページ上で閲覧できる「Web約款」を積極的にご提案さ
せていただいております。お客さまに「Web約款」をご選択いた
だいた場合は、約款(ご契約のしおり)の送付を省略させていた
だき、保険証券(または保険契約継続証)のみを送付させてい
ただきます。また、「Web約款」をご選択いただいた場合、損保
ジャパンは日本各地の希少生物種を救う環境保全活動に寄付を
行います。

Web約款イメージはP33へ

事故・故障対応は
心づよく!

いつ起こるか分からない事故・故障に備えて…

ロードアシスタンス ロードアシスタンスがもっと便利に!

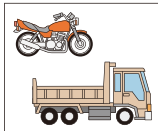
自動車の用途・車種を問わず
すべてのご契約でご利用いただける
高品質のロードアシスタンスをご提供します!

ロードアシスタンス専用デスク
☎️ 0120-365-110
【営業時間】◆24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。

24時間365日
受付・対応

① すべてのご契約が対象

二輪自動車・大型車なども含めたすべての用途・車種に対象を拡大します。



③ クレーン作業費用も対象

レッカーけん引のためのクレーン作業も対象となります。



② レッカーけん引の距離は無制限※

※JAF・業者などを手配される前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただき、損保ジャパン指定の修理工場などへレッカーけん引する場にかぎりあります。お客さまご指定の修理工場へレッカーけん引する場合の費用は、応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度となります。



④ JAF会員向けの優遇サービスを拡大

- 部品代や消耗品代も対象となります。(1保険年度につき1回かぎり、4,000円限度)
- 燃料切れ時の給油サービスが、1保険年度につき2回まで対象となります。

(詳細はP 13・14)

事故対応 24時間365日途切れることのない安心!

意外と多い休日や夜間の事故。その時間帯の対応力こそ、損保ジャパンの“安心”です!

事故サポートデスク
☎️ 0120-256-110
【営業時間】◆24時間365日
●おかけ間違いにご注意ください。

24時間365日
事故受付・初期対応

事故の一報は、お客さまからのSOS。損保ジャパンは、お客さまのご期待にお応えすることが一番重要だと考えています。損保ジャパンの事故対応窓口『事故サポートデスク』では、平日夜間や土日祝日もお電話1本で、お客さまが必要とするサービスをすばやくご提供します。

■平日夜間や土日祝日の事故時サポート・サービスを『事故サポートデスク』にて対応します。

お客さまへのサポート・サービス

- 事故受付
- お支払い対象となる保険金のご説明
- タクシーの手配
- 宿泊の手配
- 代車の手配
- 病院への連絡

愛車へのサポート・サービス

- レッカーの手配
- 整備工場のご紹介
- 整備工場への連絡

相手の方へのサポート・サービス

- 事故受付の連絡
- 代車の手配
- 病院への連絡
- 整備工場への連絡

- ご注意**
1. 平日夜間・土日祝日以外は、担当のサービスセンターやロードアシスタンス専用デスクが上記サポート・サービスを実施します。
 2. ご契約内容によって、ご案内可能なサポート・サービスが異なります。
 3. サポート・サービスの内容は、お客さまに事前のご案内なく変更となる場合があります。
 4. ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<スマートフォン・携帯電話GPS 現在地確認サービス>

旅先などでの事故の場合で事故サポートデスクへご連絡いただく際は、スマートフォン・携帯電話のGPS機能が活躍します。専用のサイトにアクセスして現在地を確認することができます。

ご注意 GPS非対応機種およびスマートフォン・携帯電話本体のGPS機能をオフにしている場合は、現在地情報を表示できません。なお、スマートフォンをお持ちの場合は、P 4 の「トラブルCh」でも同様のサービスをご利用いただけます。

現在地確認サービスをご利用いただけます!
QRコードからアクセスしてください。

見知らぬ
土地でも
安心!



補償説明は
わかりやすく!

補償内容をきちんとお伝えしたいから…

保険のとりせつ 補償内容が○×表示でひと目でわかる!

自動車保険の書類は、“むずかしい”と感じる方がたくさんいらっしゃいます。損保ジャパンでは、補償内容を大きく4つの分野に整理、それぞれ○×表示で補償の範囲を明確にしているため、“補償の全体像”もひと目でわかります。

この“補償の全体像”は、提案書や見積書、保険手続きシステム、保険のとりせつ（保険証券または保険契約継続証）まで、一貫して取り入れています。ぜひ、そのわかりやすさを実感してください。

“補償の全体像”をはじめ、お客さまにご契約いただいた内容を記載した、オーダーメイドの保険取扱説明書です。お客さまにとって必要なご説明のみを、図や表などをまじえながら大きな文字でわかりやすくご説明します。

わかりやすさを徹底追求!
損保ジャパン独自の
保険のとりせつを
お届けしています!



ご注意 ご契約内容（明細書付契約など）により、「保険のとりせつ」とは異なるものを送付させていただきます場合があります。

「UCDAアワード」とは、企業が提供する情報を、産業・学術・生活者の知見により開発した尺度を使用して、「第三者」が客観的に評価するものです。

サービスは
便利に!

いざというとき、時間や場所にしばられないよう…

マイページ 24時間アクセスできる!

パソコンなどからご利用いただけるインターネットサービスの「マイページ」なら、24時間いつでもお好きなときに、ご契約内容の確認や各種変更手続き（ご住所、ご契約の自動車など）、事故対応状況の確認などが可能です。さらに、保険の補償内容を事例などでわかりやすくご紹介するメールマガジンの配信など、充実したサービスをご提供しています。

ご注意 1. マイページのご利用には事前登録（無料）が必要です。
2. マイページのサービスは、ご契約内容やご利用の端末によって、一部ご利用いただけない場合があります。

マイページ 簡単・便利なインターネットサービス
<http://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

ご自身で確かめたいとき、変更したいとき、すぐにお役に立ちます!

24時間いつでも
ご利用可能!

無料



スマートフォンアプリ **トラブルCh** いつでもどこでも、一緒に安心!

無料

iPhone
でも



Android
でも

万が一に備える便利な機能を多数搭載! 例えば… **緊急連絡先メモ機能「いざフォト」**

スマートフォンのカメラで連絡先を撮影するだけで、緊急連絡先を便利に管理できます。取扱代理店の担当者の名刺や、かかりつけの病院の診察券などを撮影しておけば、あなただけの緊急連絡先一覧が完成!

他にも便利な機能があります。もっと詳しい情報&ダウンロード方法はこちらから!
<http://www.sompo-japan.co.jp/app>



相手の方のけがは
大丈夫だろうか？

相手の自動車も壊れた。
修理にかなりお金が
かかりそうだ。

対人賠償



対物賠償



あなたが運転しているときに もしも事故にあったら？

自分も家族もけがをした。
万全の治療を受けたいけれど
治療費が…

人身傷害



自分の自動車の
修理費まで、
手が回らないよ。

車両保険



■SUPの対象自動車：すべての用途・車種

■対象契約：ノンフリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下のご契約）
フリート契約（所有・使用する自動車の総契約台数が10台以上のご契約）

■ご契約の自動車を主に使用される方（記名被保険者）：個人・法人

ご安心ください。そんなもしものときに SUPがお客さまを守ります。

SUPは、
すべてのお客さまの
さまざまなリスクに
対応する総合型の
自動車保険です。

対人賠償

自動車事故により他人の身体を害し、
法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



相手への賠償

対物賠償

自動車事故により他人の財物に損害を与え、
法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



詳細は P15

さらに を特約で
プラスできます。

▶ 対物全損時修理差額費用特約

人の損害

人身傷害

人身事故による治療費・休業損害・精神的損害などの
損害をお客さまの過失分も含めて補償



自身の補償

お車・物の損害

車両保険

自動車事故により損傷した場合にかかる修理費を補償



詳細は P17

さらに を特約で
プラスできます。

▶ 車両新価特約
▶ 車両全損修理時特約
▶ 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

さらに を特約で
プラスできます。

詳細は P16

▶ 搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)

ロードアシスタンス

詳細は P14

さらに を特約で
プラスできます。

▶ 事故・故障時代車費用特約

その他のWebサービス 詳細は P33

Safety Sight ドライバーの安全運転をサポートするスマートフォ
ンアプリです。

クルマのあんぜん インターネットでの交通安全を考えるサイト
です。

事故防止倶楽部 企業の自動車事故防止活動をサポートするお客さ
ま専用のサービスです。

Web 約款 損保ジャパンホームページから約款をいつでもご
覧いただけます。

その他の特約 詳細は P18・19

- **他車運転特約**
友人から借りた自動車事故にあった！友人の保険は使いたくない…
- **弁護士費用特約**
被害事故の解決のため、弁護士に依頼したいけれど、その費用が気がかり…
- **個人賠償責任特約**
自転車で走行中、歩行者にぶつかりけがをさせてしまった！
お店で商品を壊してしまった！
- **車両積載動産特約**
事故によって、自動車に積んでいた荷物が破損してしまった！
- **ファミリーバイク特約(人身・自損)**
原動機付自転車に乗っているときも補償してほしい。 など

対人賠償

対物賠償

相手 人 への賠償

人身傷害

車両保険

対人賠償責任保険

事故への備えは万全に、安心の補償を！

自動車事故(対人事故)は、時として高額の医療費、後遺障害による介護費用などを生じさせ、当事者に想像以上の大きな損害をもたらす場合があります。

考えさせて安心
示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、お客さま(補償を受けられる方)のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉をお引き受けします。

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかざります。

事故の相手の方が死亡または3日以上入院となった場合は、保険金に加えて右記の金額を臨時費用保険金*としてお支払いします。
*対人臨時費用対象外特約が付帯されたご契約を除きます。

- 死亡の場合……………15万円
- 3日以上入院の場合…3万円

高額損害事例

裁判例では、下表のように、介護を要する重度の後遺障害、死亡の場合を中心に非常に高額な損害が認められるケースがあります。

認定損害額	性別・年齢	職業	状態
約3億1,200万円	女性・21歳	会社員	後遺障害
約2億2,000万円	男性・39歳	医師	死亡



なぜこんなに高額になるの？

自動車事故による「人」への損害は、治療費などの実費、逸失利益、精神的損害、将来の介護料などが想定されます。特に後遺障害、死亡の場合は、逸失利益や精神的損害などが高額となる可能性があります。

治療費などの実費



事故により実際にかかった費用
(治療費、通院交通費、葬儀費用など)

逸失利益



事故にあわなければ得ていたであろう収入による利益

精神的損害



慰謝料

将来の介護料



後遺障害により将来かかるであろう費用

万が一に備えて、対人賠償責任保険は安心の「保険金額無制限」をおすすめします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
 - ③被保険者の父母、配偶者またはお子さま
 - ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
 - ⑤被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人(ただし、被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかざります。)。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されます。など

対人賠償

対物賠償

相手 お車・物 への賠償

人身傷害

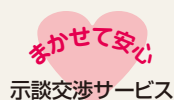
車両保険

対物賠償責任保険

自動車・物への高額な賠償による損害に備え、万全な補償を！

道路に一步出るとそこには危険がいっぱいです。

多重衝突事故など、自動車・物への高額な賠償による損害で多大な出費を余儀なくされることもあります。



損害賠償請求を受けた場合で、お客さま（補償を受けられる方）のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉をお引き受けします。

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

「そんなまさか」が賠償事故です。

高額損害事例

対向車と衝突後、
店舗に飛び込む。



認定損害額
1億3,450万円

電車と接触して脱線させ、
家屋を損壊させる。

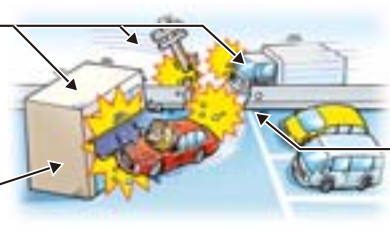


認定損害額
1億2,037万円

ご存知ですか？ 事故の「直接損害」と「間接損害」

乗用車が直線道路を走行中、前方から来たトラックと衝突。その後、付近の電柱、駐車場の壁、飲食店に衝突。どのような損害が生じるのでしょうか？

電柱・店舗・トラックの
修理費
(直接損害)



駐車場の壁の
修理費
(直接損害)

店舗の
休業損害
(間接損害)

その他にも、事故の相手の方が代車を手配する際に生じた費用(間接損害)などさまざまな費用が発生します。

対物事故においては、直接損害だけでなく、間接損害にも備えられるよう「保険金額無制限」をおすすめします。

安心 対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので心配。

そんなときには… **対物全損時修理差額費用特約** をおすすめします。(詳細はP 15)

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害
- 台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害
 - ①記名被保険者
 - ②ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくはお子さま
 - ③被保険者またはその父母、配偶者もしくはお子さま など

補償内容をもっと知りたい
相手 人 への賠償
相手 お車・物 への賠償

人身傷害補償保険





万が一のけがにも安心の補償を！

お客さまご自身、ご家族、ご契約の自動車に搭乗されている方が事故でけがをされた場合、治療費などさまざまな出費が生じます。

補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族 ^{※1} の方	
ご契約の自動車搭乗中の事故への補償 	他の自動車 ^{※2} 搭乗中の事故への補償 	歩行中の自動車事故 ^{※3} および自転車など運転中の自動車事故 ^{※4} への補償  

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、次の①から④の方をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居のご親族
- ④ ①または②の別居の未婚のお子さま

※2 「他の自動車」には次の①から③の方が所有または主に使用する自動車は含まれません。

- ① 記名被保険者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居のご親族

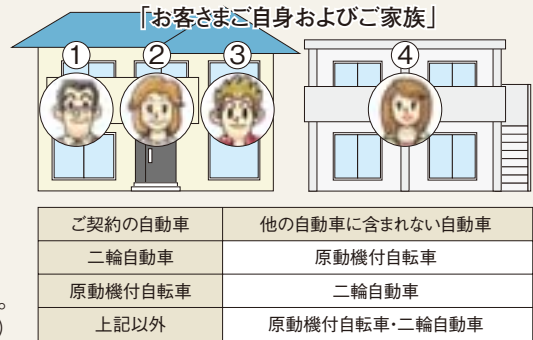
また、ご契約の自動車の用途・車種に応じて、右表の自動車も含まれません。(ただし、無保険自動車の運行による事故の場合は補償の対象となります。)

※3 「歩行中の自動車事故」は、自動車以外の交通乗用具(自転車・電車・航空機など)との接触事故は補償の対象外です。

※4 「自転車など運転中の自動車事故」は、自動車事故以外の交通事故および単独事故は補償の対象外です。

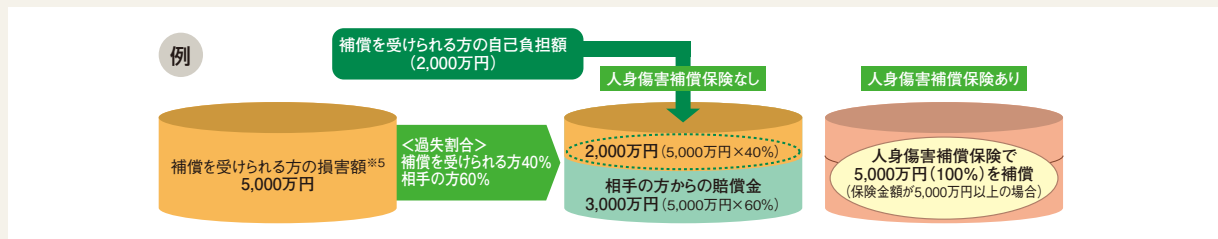
● **人身契約自動車搭乗中のみ特約** で、ご契約の自動車に搭乗中の事故への補償に限定することもできます。

記名被保険者が法人の場合は必ず付帯されます。(詳細はP.16)



! お客さまご自身またはご家族のいずれかの方が、人身傷害補償保険の適用された自動車保険を既にご契約の場合、車外危険の補償が重複することがあります。この場合、「人身契約自動車搭乗中のみ特約」を付帯することにより、補償の重複をなくすことができます。
(注) 記名被保険者によってご家族の範囲が異なることがありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。(詳細はP.20)

補償を受けられる方の過失にかかわらず、損害額^{※5}をまとめて補償します。



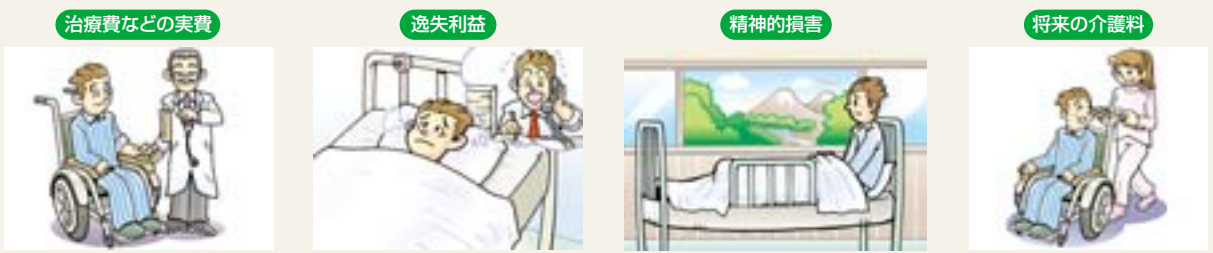
損保ジャパンのお支払いする基準により、示談の結果を待たずに損害額^{※5}全額をお受け取りいただくことも可能です。



※5 損害額は約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。

お支払いする保険金

お支払いの対象になる損害



入院・通院された場合	治療費などの実費	+	休業損害 働けない間の収入	+	精神的損害	など
後遺障害を被られた場合	治療費などの実費	+	逸失利益 労働能力を喪失したことにより 失った将来の収入	+	精神的損害	将来の介護料 など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	+	逸失利益 お亡くなりになったことにより 失った将来の収入	+	精神的損害	葬儀費用 など

ご注意 これらの損害額(治療費・逸失利益・休業損害・精神的損害など)は、約款に定められた基準に従い損保ジャパンで算出します。

保険金額の目安

自動車に搭乗中やご家族の歩行中の自動車事故などを幅広く補償する「人身傷害補償保険」は、お客さまご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。下表を参考に補償される保険金額をお決めください。

■年齢別の平均的な損害額目安 (注)下表は有職者(ただし、70歳を除きます。)の平均的な損害額です。損害額は収入やご家族の構成などにより異なります。

年齢	扶養家族の有無	お亡くなりになった場合	重度後遺障害を被られた場合
20	有	7,500万円	1億6,000万円
	無	6,000万円	1億5,000万円
30	有	8,000万円	1億5,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
40	有	8,000万円	1億5,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
50	有	7,500万円	1億3,000万円
	無	5,500万円	1億2,000万円
60	有	5,000万円	1億円
	無	4,000万円	9,000万円
70	有	4,000万円	6,000万円
	無	2,500万円	5,000万円

- ご注意**
- 相手自動車が無保険自動車である場合は、相手の方より賠償されるべき損害については、保険金額にかかわらずお支払いする保険金の限度額を無制限とします(ただし、人身傷害補償保険のお支払いする保険金の合計額は、損害額を限度とします)。
 - 人身傷害事故により、所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要な状態と認められるときは、保険金額の2倍(ただし、保険金額が無制限の場合は無制限)をお支払い限度額として保険金をお支払いします。

お客さま一人ひとりに合った必要補償額をおすすめします。

安心 入院や通院をしたら、当座の費用のことが心配。
 そんなときには… **搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)** をおすすめします。(詳細はP 16)

保険金をお支払いできない主な場合

- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた損害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- 被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害(その方の受け取るべき金額部分)
- 他の自動車に競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために搭乗中、またはそれらを行うことを目的とする場所において搭乗中に生じた損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害
- 別居の未婚のお子さまが、自ら所有または主に使用する他の自動車を、別居の未婚のお子さまが自ら運転者として運転している場合に搭乗中の被保険者に生じた損害

など

車両保険

突然の事故、大切な自動車に万全な補償を！

事故などによるご契約の自動車への損害は想像以上に高額となります。

補償の概要

事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

補償範囲

事故例 ご契約タイプ	他の自動車との衝突	盗難事故	火災・台風など				単独事故			あて逃げ
			火災・爆発	台風・たつ巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	
一般条件	○	○ ^{※2}	○	○	○	○	○	○	○	○
車対車+A	○ ^{※1}	○ ^{※2}	○	○	○	○	×	×	×	×
車対車	○ ^{※1}	×	×	×	×	×	×	×	×	×
限定A	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×

※1 相手自動車（ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎり）とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。
 ※2 契約自動車の盗難事故対象外特約（盗難によって生じた損害である場合は保険金をお支払いしない特約です。）が付帯されている場合は補償されません。ご契約の自動車が「二輪自動車・原動機付自転車」の場合は契約自動車の盗難事故対象外特約が必ず付帯されます。
 ●「車対車+A」とは、車対車衝突危険限定特約と車両危険限定特約（A）を付帯した車両保険をいいます。

ご注意 車両保険を一般条件でご契約いただいても普通保険約款では地震・噴火・津波による損害は補償されません。別途、特約の付帯が必要です。（詳細はP17）

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が 車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(自動車の時価額)をお支払いします。 また、臨時費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	自動車の損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額をお支払いします。

ご契約者または被保険者が、所定の費用（ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など）を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金額とは別にお支払いします。なお、運搬費用および応急処置費用については、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合はお支払いの対象外となります。

ご契約方法

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の車両保険金額および自己負担額(免責金額)をお決めいただきます。

1 車両保険金額

ご契約の自動車の用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格の範囲で、車両保険金額を5万円単位でお決めいただけます。

2 自己負担額(免責金額)

車両保険の自己負担額(免責金額)のパターンを右表の中からお選びいただけます^{※1}。

定額方式	増額方式	
(事故回数にかかわらず)	(事故1回目)	(事故2回目以降)
0万円	0万円	10万円
5万円 ^{※2}	5万円 ^{※2}	10万円
10万円 など		

※1 フリート契約は定額方式のみとなります。

※2 **車対車自己負担なし特約**もご用意しています。

車両保険の自己負担額を5万円に設定したご契約の場合でも、相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険金をお支払いするときは、自己負担額をなしとする特約です。

ご注意 ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに車両事故の回数を数えます。

なぜ車両保険は大事なの？

次の①から③はご契約タイプが「一般条件」、「車対車+A」、「限定A」の場合に補償されます。

理由その① 飛び石事故 ～突然、ガラスにひびが！～



飛び石の損害賠償を請求することは、困難です。

舗装された道路における飛び石事故については、一般的に、相手の方の故意または無謀運転などを立証しないかぎり損害賠償を請求できません。

だから、車両保険が必要です！

小型乗用車の場合、フロントガラス破損の修理に平均10万円かかりますが、車両保険を適用したご契約であれば安心です。

理由その② 台風 ～まさか、そんなことが…ではもう遅い！～



台風による水害は、自動車の修理費が高額になる損害です。

台風による水害事故も車両保険でカバーできます。

今や車両保険は基本補償です！

修理費が高額でも車両保険を適用したご契約であれば安心です。

理由その③ 落書・いたずら ～狙われているあなたの自動車！～



大事な愛車にいたずらした相手を探すのは大変です。

落書・いたずらされた自動車を修理するのも想像以上に高額となります。

でも、車両保険を適用したご契約であれば大丈夫です！

大事な愛車を車両保険で修理できます。

万が一に備えて、車両保険の適用をおすすめします。

- ❗ 自動車がレッカーけん引されて修理中！ その間レンタカーを借りたい。
そんなときには… **事故・故障時代車費用特約** をおすすめします。(詳細はP 14)
- ❗ 事故で新車が大破！ 買い替えて、また新車に乗りたい。
そんなときには… **車両新価特約** をおすすめします。(詳細はP 17)
- ❗ 事故で修理費が高額！ だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい。
そんなときには… **車両全損修理時特約** をおすすめします。(詳細はP 17)

保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- 差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗
- 故障損害
- タイヤ単独の損害(火災・盗難を除きます。)
- ご契約の自動車に定着されていない付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているものを除きます。)単独の損害(火災を除きます。)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬などの影響を受けた状態での運転により生じた損害

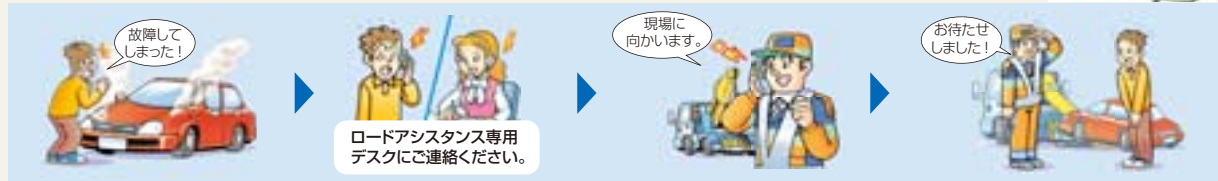
など

レッカー手配などの自動車のトラブル対応は…

ロードアシスタンス

すべてのご契約が対象となります。
(フリート契約の場合は対象外とすることがあります。)

ご契約の自動車が、事故・故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となった場合、ロードアシスタンス専用デスクにお電話ください。ロードアシスタンス業者にお取次ぎし、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを手配します。



ロードアシスタンス専用デスク

365日 110番
0120-365-110

- 24時間365日ご利用いただけます。
- 携帯電話・PHSなどからもご利用いただけます。
- おかけ間違いにご注意ください。
- ロードアシスタンス専用デスクのご連絡先は保険証券(または保険契約継続証)に記載されているドライバーカードでもご確認いただけます。

<p>レッカーけん引</p>	<p>事故・故障またはトラブルにより走行不能^{※1}となった場合に、現場へ急行し、レッカーによるけん引を行います。</p> <p>距離 無制限</p> <p>ただし、JAF・業者などを手配される前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただき、損保ジャパン指定の修理工場などへレッカーけん引する場合にかぎり、距離が「無制限」となります。お客さまご指定の修理工場へレッカーけん引する場合は、応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度となります。</p> <p>◆15万円に相当するレッカーけん引の目安は、普通乗用車の場合、大手会員制ロードサービス業者における約180kmのレッカー費用(基本料金・1時間程度の作業料金を含みます。)となります(ロードサービス業者、車種により異なる場合があります。)</p>
<p>応急処置 30分程度</p>	<p>故障やトラブルにより走行不能^{※1}となった場合に、現場へ急行し、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。</p> <p>1事故につき 15万円限度</p> <p>ただし、レッカーけん引作業費用、応急処置費用と合計での限度額となります。</p> <p>ご注意 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。</p>
<p>燃料切れ時の給油サービス</p>	<p>燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。</p> <p>最大10リットルまで無料</p> <p>ご注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1保険年度につき1回限り対象となります(JAF会員の場合は、1保険年度につき2回まで対象となります。) 2. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。 3. ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。 4. 電気自動車およびガソリンや軽油を燃料としない自動車の場合は、充電または燃料補給が可能な場所までのレッカーけん引を行います(最大30kmまでとなります。)

主な事例	バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)
	キー閉じこみ時の鍵開け (イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車向は、対象外となる場合があります。)
	パンク時のスペアタイヤ交換 ^{※2}
	溝に落輪した場合の引上げ (クレーン作業を含みます。)

※1「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。
 ※2 パンク時にスペアタイヤを保持されていない場合は、ご契約の自動車に積載されているお客さま所有の簡易修理キットでの応急処置を行います。

ご注意 ロードアシスタンス特約の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。特約の詳細については、P.31をご参照ください。

- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただいた場合は、ご契約内容の確認を実施のうえ、ロードアシスタンスを原則キャッシュレスにてご利用いただけます。
- ロードアシスタンスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、後日、超過分の費用についてお客さまにご請求させていただきます。
- ロードアシスタンスを利用されても、次年度以降の等級および事故有係数適用期間に影響しません。

ロードアシスタンスの対象とならない場合

- 故意・重過失による事故・故障またはトラブルの場合
- 違法改造車、無免許運転、飲酒運転など法令に違反している場合
- 地震・噴火・津波などの天災に起因する場合
- 戦争・暴動危険・原子力などに起因する場合
- レース・ラリーまたはこれに類似するモータースポーツなど使用方法が通常の自動車走行と異なる場合
- 車検切れ、廃車目的の車両の場合
- 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れ
- チェーン着脱作業や積雪による走行困難など故障またはトラブルではない場合(JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業をした場合にかぎりです。)
- 雪道、泥道、砂浜などにおけるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合(JAF会員は対象です。ただし、JAFが作業をした場合にかぎりです。)
- 部品代(鍵の再作成費用を含みます。)、消耗品代、事故・故障またはトラブル以外での点検費用、現場の清掃費用、JAF入会金・年会費など(JAF会員の場合は、部品代、消耗品代の費用が1保険年度につき1回限り、4,000円限度で補償されます。)
- 鍵紛失時のレッカーけん引作業費用
- 修理工場から他の場所(別の修理工場など)へのレッカーけん引作業費用

- パンク修理の作業費用(出動費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。なお、JAF会員の場合でJAFが作業をしたときは対象となります。)
- 車両保管費用

ご利用にあたって(ご注意)

- 気象状態や交通事情によってはロードアシスタンス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
- 一部離島やロードアシスタンス業者の立入りが困難な場所是对応できない場合があります。
- けん引不能な構造の車両である場合や、大事故・転落など保有する装備で作業が困難な場合は、対応できないことがあります。
- ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF・業者などを手配されたことなどにより、サービスのご提供ができない場合であっても、ロードアシスタンス特約で補償の対象となるときは、特約の保険金をお支払いすることがあります。
- 損保ジャパンはロードアシスタンスの運営を(株)プライムアシスタンスへ委託しています。
- ロードアシスタンスの一部のサービス内容は、お客さまに事前のご案内なく変更となる場合があります。

オプション お客様のご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

自動車がレッカーけん引されて修理中！その間レンタカーを借りたい そんなときには…

事故・故障時代車費用特約 オプション 個 法

ご契約の自動車事故・故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカー車などで運搬された場合（ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる場合にかぎり）、または事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合（車両保険のお支払いの対象となる場合にかぎり）、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の期間のレンタカーなどの代車費用をお支払いする特約です（お支払いの対象となる期間は、「代車のご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。）。



ご注意 車両保険を適用したご契約にかぎり付帯できます。

JAF会員の皆さまには『JAF+ロードアシスタンス』の充実したサポートをご提供します！

ロードアシスタンスの内容	JAF会員 ^{※1} のお客さま	JAF非会員のお客さま
事故・故障または トラブル時のレッカーけん引	距離 無制限 ^{※2}	距離 無制限 ^{※2}
応急処置の際の部品代・消耗品代 ^{※3}	4,000円限度 (1保険年度につき1回)	×
バッテリー上がり時のジャンピング	○	○
キー閉じこみ時の鍵開け	○	○
パンク時のスペアタイヤ交換	○	○
溝に落輪した場合の引上げ (クレーン作業を含みます。)	○	○
パンク修理	○	×
雪道・泥道・砂浜などのため 走行が困難な状態からの救援	○	×
タイヤチェーンの着脱	○	×
燃料切れ時の給油サービス ^{※4} (最大10リットルまで)	○ (1保険年度につき2回)	○ (1保険年度につき1回)

JAFで提供しているサービス

※1 JAF会員の場合は、ロードアシスタンスをご利用の際にJAF会員証のご提示が必要となります（運転者または同乗者の方がJAF会員である場合にかぎり）。

JAF会員としてのサービスを受けられなかった場合は、JAF非会員として取り扱います。

※2 JAF・業者などを手配される前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただき、損保ジャパン指定の修理工場などレッカーけん引する場合にかぎり、距離が「無制限」となります。お客さまご指定の修理工場へレッカーけん引する場合の費用は、応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度となります。

※3 応急処置で修理・作業を受けた場合に、部品代や消耗品代の費用が1保険年度につき1回かぎり補償されます。ただし、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。

※4 ロードアシスタンス専用デスクにご連絡なく、ご自身でJAF・業者などを手配された場合は、サービスの対象外となります。

ご安心ください。



損保ジャパンのロードアシスタンスなら
急なトラブルにも対応できます。

主な特約

相手 お車・物 への賠償

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので心配 そんなときには…

対物全損時修理差額費用特約

オプション

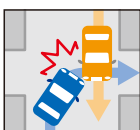
個 法

対物事故で相手の自動車の修理費[※]が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費[※]と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。

※「修理費」とは、実際に修理を行った場合で自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

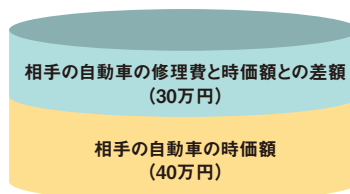
ご注意 対物賠償責任保険の保険金額が100万円以上の場合にかぎり付帯できます。

例



交差点で自動車と衝突。相手の自動車は全損と認定されました。
対物賠償責任保険では相手の自動車の時価額までしか補償できません。
相手は自動車の修理をしたいと要求しています。

- 相手の自動車の修理費 = 70万円
- 相手の自動車の時価額 = 40万円
- お客さまの過失割合: 相手の方の過失割合 = 80:20



相手の自動車の修理費 (70万円)

相手の自動車の時価額 = 40万円 < 修理費 = 70万円

対物賠償保険金は

40万円 × 80% = **32万円**
をお支払い

対物賠償保険金とは別にこの特約から

30万円 × 80% = **24万円**
をお支払い

合計 **56万円** をお支払い



自動車の修理費ってこんなに
かかるものなんだ…



こんな場合でも
保険金って出るのかなあ？

大丈夫です。
お任せください。



「対物全損時修理差額費用特約」は
こんなときにあなたをしっかり守ります。

主な特約

ご自身 人の補償

自動セット ご契約の内容により必ず付帯されています。

オプション お客様のご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客様を対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客様を対象とします。

無保険車傷害特約 **自動セット** **個** **法**

自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます(この特約の補償の対象となる事故については、人身傷害補償保険から保険金をお支払いします。)
 2. 記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。



自損事故傷害特約 **自動セット** **個** **法**

自損事故(電柱との衝突など)で、ご契約の自動車の所有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に保険金をお支払いする特約です。

- ご注意**
1. 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害補償保険が適用されている場合を除きます(この特約の補償の対象となる事故については、人身傷害補償保険から保険金をお支払いします。)
 2. 記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。



人身契約自動車搭乗中のみ特約 **オプション** **個** **自動セット** **法**

人身傷害補償保険のお支払いの対象となる事故をご契約の自動車に搭乗中の事故に限定する特約です。

- ご注意**
1. ご契約の自動車の所有者がご自身の自動車にひかれた場合など、車外での事故も一部補償されます。ただし、自賠責保険などで保険金が支払われる場合を除きます。
 2. 記名被保険者が法人の場合は、必ず付帯されます。
 3. ノンフリート契約では記名被保険者が法人の場合でも、法人の代表者を「個人被保険者」に指定することにより、個人被保険者とそのご家族が他の自動車搭乗中や歩行中および自転車など運転中の自動車事故も補償する人身傷害補償保険をお選びいただけます。



入院や通院をしたら、当座の費用のことが心配 そんなときには…

搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払) **オプション** **個** **法**

ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入通院給付金は、入通院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額※をお支払いします。

※ P 30 の「入通院給付金支払額基準」をご参照ください。



部位・症状別定額払医療保険金倍額特約 **オプション** **個** **法**

搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)の医療保険金(入通院給付金・治療給付金)を倍額にしてお支払いする特約です。



搭乗者傷害特約(日額払) **オプション** **個** **法**

ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。医療保険金は、事故の日からその日を含めて180日以内の期間において、医師の治療を必要としない程度に治った日までの治療日数に対し、あらかじめ定めた入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。



主な特約

ご自身 お車・物 の補償

オプション お客さまのご希望により付帯できます。

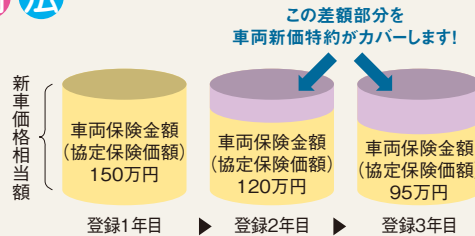
個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

事故で新車が大破！ 買い替えて、また新車に乗りたい そんなときには…

車両新価特約 オプション 個 法

ご契約の自動車が全損^{※1}になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上^{※2}となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用(新車価格相当額を限度)に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いする特約です(自動車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費をお支払いします。)



※1 「全損」とは、修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合をいいます。
 ※2 内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合にかぎりです。

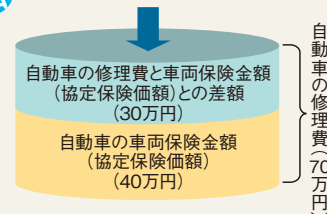
- ご注意**
1. ノンフリート・自家用8車種で車両保険を適用したご契約にかぎり付帯できます。
 2. リースカー、並行輸入車を対象とするご契約には付帯できません。
 3. ご契約期間の末日が、ご契約の自動車の初度登録年月(または初度検査年月)から37か月以内にある場合に付帯できます。
 4. 盗難による損害はこの特約の対象外です。

事故で修理費が高額！ だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい そんなときには…

車両全損修理時特約 オプション 個 法 この差額部分をお支払いします。

ご契約の自動車が全損[※]になり、実際に修理された場合は、車両保険金額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。

※ 「全損」とは、修理費が車両保険金額以上となる場合をいいます。



- ご注意**
1. 車両保険を適用したご契約にかぎり付帯できます。
 2. ご契約期間の初日の属する月が、ご契約の自動車の初度登録年月(または初度検査年月)から25か月を超えている場合に付帯できます。

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約 オプション 個 法

地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車がこの特約に定める全損になった場合に、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(ただし、車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

- ご注意**
1. この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパンに移転しません。
 2. 車両保険のご契約タイプが「一般条件」のご契約に付帯できます。
 3. ご契約の自動車の用途・車種が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)、A種工作車、B種工作車を除くすべての用途・車種のご契約に付帯できます。



主な特約

その他 の補償

自動セット ご契約の内容により必ず付帯されています。

オプション お客様のご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

他車運転特約 **自動セット** **個**

借用中の自動車運転中*の事故(対人賠償・対物賠償・車両・自損事故傷害)について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車のご契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。

*駐車または停車中を除きます。

- ご注意**
1. 自家用8車種で対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が個人の場合(記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合を含みます。)にかぎりません。
 2. 「借用中の自動車」には、次の自動車は含まれません。
 - 次の①から③の方が所有または主に使用する自動車
 - ① 記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族
 - 自家用8車種以外の自動車
 3. 借用中の自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、借用中の自動車を運転中で、ご契約の車両保険でお支払いの対象となる場合など、一定の条件を満たす場合にかぎりあります。
 4. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。



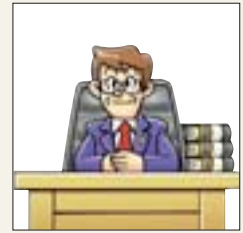
被害事故の解決のため、弁護士に依頼したい そんなときには…

弁護士費用特約 **オプション** **個** **法**

自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。

- **弁護士費用保険金** 1被害事故1被保険者につき 300万円限度
- **法律相談費用保険金** 1被害事故1被保険者につき 10万円限度

ご注意 業務に使用する財物(ご契約の自動車を除き、ご契約の自動車以外の自動車を含みます。)の被害は対象外です。



例

信号待ちで停車中に追突されました。でも、相手の方が損害賠償請求や示談交渉に応じてくれない。どうしたらいいの?



弁護士費用特約では、弁護士紹介サービスをご利用いただけます。弁護士紹介をご希望の場合は、損保ジャパンサービスセンターへご連絡ください。損保ジャパンサービスセンターから日本弁護士連合会のリーガル・アクセス・センター(LAC)へご連絡します。ただし、事故内容などにより、法律相談をお受けできないことがあります。

「弁護士費用特約」はこんなときにあなたをしっかりと守ります。

! 記名被保険者またはそのご家族が、弁護士費用特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。(詳細はP.20)

自転車で行中、歩行者にぶつかりけがをさせてしまった！ 相手の方への賠償が心配 そんなときには…

個人賠償責任特約 **オプション** **個**

記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

- **保険金額** 無制限(自己負担額なし)

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が、所有・使用または管理する財物を滅失、破損または汚損した場合に、それによって生じた賠償責任
- 被保険者と同居のご親族に対する賠償責任
- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する賠償責任

まかせて安心

示談交渉サービス



など

! 記名被保険者またはそのご家族が、個人賠償責任特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。(詳細はP.20)

主な特約

その他 の補償

自動セット ご契約の内容により必ず付帯されています。

オプション お客様のご希望により付帯できます。

個 記名被保険者が個人のお客様を対象とします。

法 記名被保険者が法人のお客様を対象とします。

事故で積んでいた荷物が破損！なoshたい そんなときには…

車両積載動産特約 **オプション** **個** **法**

盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。

盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難(ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。)にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は補償の対象外です。

●保険金額 1事故につき 30万円限度(自己負担額なし)

保険金をお支払いできない主な場合

●通貨に対して生じた損害 ●紛失によって積載中の動産に生じた損害 など

ご注意 1. ご契約の自動車本体と同時に損害が生じた場合にかぎりです。
2. 自家用8車種のご契約にかぎり付帯できます。



原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい そんなときには…

ファミリーバイク特約(人身)・ファミリーバイク特約(自損) **オプション** **個**

記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。

●補償内容

- ◆ファミリーバイク特約(人身)では対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。
- ◆ファミリーバイク特約(自損)では対人・対物賠償事故、自損事故傷害のみ補償されます。

ご注意 1. 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用した自家用8車種または二輪自動車のノンフリート契約にかぎり付帯できます。
2. 運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。



! 記名被保険者またはそのご家族が、ファミリーバイク特約を付帯した自動車保険を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。(詳細はP.20)

契約自動車の入替自動補償特約 **自動セット** **個** **法**

ご契約の自動車を手放され、新たに自動車(車両入替の対象の自動車にかぎりです。)を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合は、取得された日の翌日から30日以内にご契約の自動車との入替の通知を行い当社が受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。

ご注意 記名被保険者が法人であるフリート契約の場合は対象外です。



安心更新サポート特約 **自動セット** **個** 万が一の契約更新手続きもれに対応します。

所定の通知締切日までに当社またはお客様のいずれか一方から安心更新サポート特約を適用しない旨の意思表示がない限り、一定の条件に基づき保険契約を更新する特約です。

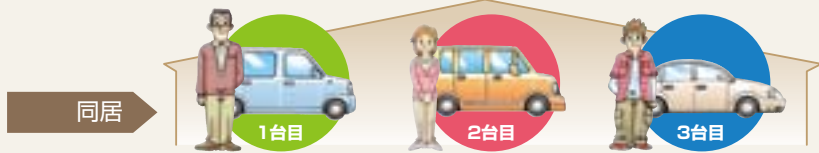
ご注意 ノンフリート・自家用8車種で記名被保険者が個人、かつご契約期間が1年のご契約に必ず付帯されます。ただし、ノンフリート等級が1～5等級のご契約、明細書付契約などは対象外となります。



補償内容のチェックポイント



2台以上の自動車のご契約に同じ補償を付帯されている場合は、お客さまの必要な補償に合わせたご契約内容にさせていただくことにより、保険料を節約できることがあります。



人身傷害補償保険

ご契約の自動車搭乗中の事故への補償
「搭乗中のみ補償」



自動車1台ごとに適用することで補償されます。

自動車1台ごとに適用することで補償されます。

自動車1台ごとに適用することで補償されます。

上記以外の事故でのお客さまご自身およびご家族※1の方の補償
「車外危険補償」



いずれかの自動車1台を「車外危険補償」とすることで補償されます。
この場合、残りの自動車に人身契約自動車搭乗中のみ特約（詳細はP16）を付帯します※2。

(注1) 保険金額が「無制限」以外の場合は、複数のご契約を「車外危険補償」とすると車外の人身傷害事故については、お支払い限度額が合算されて補償されます。ただし、保険金額が過大である場合は保険金額を見直し、いずれか1つのご契約を「車外危険補償」とすることをおすすめします。
(注2) 記名被保険者が法人で個人被保険者を設定している場合もご契約内容の見直しを行ってください。

弁護士費用特約

お客さまご自身およびご家族※1以外の方（友人・知人など）がご契約の自動車に搭乗中のけがや持ち物の自動車事故による被害請求に関する費用



自動車1台ごとに付帯することで補償されます。

自動車1台ごとに付帯することで補償されます。

自動車1台ごとに付帯することで補償されます。

お客さまご自身およびご家族※1のけがや持ち物および他の所有する自動車による被害請求に関する費用



いずれかの自動車1台に弁護士費用特約を付帯することで補償されます※2。

(注1) この特約を複数のご契約に付帯された場合は、お支払い限度額が合算されて補償されます。1つのご契約における弁護士費用保険金・法律相談費用保険金のお支払い限度額は、1回の被害事故につきそれぞれ300万円・10万円が限度となります。
(注2) 記名被保険者が法人の場合は、業務に使用のご契約の自動車およびその積載資産の被害請求に関する費用については、自動車1台ごとに付帯する必要があります。
(注3) 個人事業主の方などが業務に使用のご契約の自動車の被害請求に関する費用については、自動車1台ごとに付帯する必要があります。

個人賠償責任特約

お客さまご自身およびご家族※1が日常生活で生じた偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



いずれかの自動車1台に個人賠償責任特約を付帯することで補償されます※2。

ファミリーバイク特約(人身)

お客さまご自身およびご家族※1が原動機付自転車を運転中の事故への補償



いずれかの自動車1台にファミリーバイク特約(人身)・ファミリーバイク特約(自損)を付帯することで補償されます※2。

(注) 複数のご契約にファミリーバイク特約(人身)を付帯し、その保険金額が「無制限」以外のご契約の場合などは、お支払い限度額が合算されて補償されます。ただし、保険金額が過大である場合は、いずれか1つのご契約にこの特約を付帯するなどの見直しをおすすめします。

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。
※2 記名被保険者によっては、被保険者の範囲が異なることがありますので、1台目と2台目以降のご契約の記名被保険者が異なる場合やご家族が同居された場合は被保険者の範囲にご注意ください。
また、1台目のご契約のみ車外危険補償としている場合やその他の特約を付帯している場合は、そのご契約が解約となったときなどは補償がなくなることがありますので、2台目以降のご契約内容の見直しをおすすめします。

補償内容をもっと知りたい
主な特約
その他
の補償／補償内容のチェックポイント

ご契約条件の設定・各種割引制度のご説明

個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。

SUPは運転する方に合わせて保険料が決まります。

法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

運転者の限定・運転者の年齢条件

ノンフリート契約にかぎり付帯できます。

■運転者限定特約(本人・配偶者限定) **個**

運転される方をご本人(記名被保険者)とその配偶者に限定することで、保険料を7%程度割り引きます。

■運転者限定特約(家族限定) **個**

運転される方をご家族*1に限定することで、保険料を3%程度割り引きます。

- ご注意**
1. 限定された運転者以外の方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
 2. ご契約の自動車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)にかぎり付帯できます。
 3. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。

■運転者年齢条件特約 **個 法**

ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族の中で、ご契約の自動車を運転される最も若い方の年齢に合わせて年齢条件を設定してください。

(記名被保険者が個人事業主または法人の場合は、業務に従事する使用人も含めて最も若い方の年齢に合わせてお選びください。)

- ご注意**
1. 上記で設定された年齢条件よりも若い方が運転中の事故に対しては、保険金をお支払いできません。
 2. 記名被保険者が個人の場合は、「ご本人(記名被保険者)、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族」以外の方(使用人を除きます。)が運転されている間の事故については、年齢条件に関係なく補償されます。

運転者年齢条件の種類

自動車の用途・車種	運転者年齢条件		
自家用乗用車 (普通・小型・軽四輪) ・二輪自動車	全年齢 補償	21歳以上 補償	26歳以上 補償
原動機付自転車	全年齢補償	21歳以上補償	
上記以外	年齢条件なし		

自動車を運転される方は?

ご契約の自動車を運転される方【①～⑤】をすべてチェック(✓)し、次に運転される方の【範囲】をいずれか1つチェック(✓)してご確認ください。

記名被保険者が個人の場合 **個**



*1 「ご家族」とは、① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さまをいいます。

*2 「別居の未婚のお子さま」とは、ご本人(記名被保険者)とその配偶者どちらも別居されている、これまで一度もご結婚をされていないお子さまをいいます。

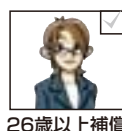
*3 ④・⑤の方が①～③のいずれかの方の業務に従事する使用人の場合は、その方も含めて年齢条件を設定してください。

*4 記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を26歳以上補償で設定された場合は、ご契約期間の初日時点での記名被保険者の年齢に応じて保険料が算出されます。(詳細はP 25)

ご注意 ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときには、その法人の業務に従事する使用人も含めて年齢条件を設定してください。

記名被保険者が法人の場合 **法**

ご契約の自動車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に合わせて、運転者年齢条件特約を付帯できます。



法人契約で法人の代表者のファミリーカーとしても使用するノンフリート契約には...

法人の代表者の方を個人被保険者に指定すると、法人の代表者の方とご家族は、ご契約内容に応じて、下記の補償が受けられます。

- 人身傷害補償保険「他の自動車搭乗中の事故への補償」・「歩行中の自動車事故および自転車など運転中の自動車事故への補償」(詳細はP 9)
- 他車運転特約(詳細はP 18)

お客さまの自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

新車割引 **個法**

ご契約の自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

	対人賠償	対物賠償	人身傷害・搭乗者傷害	自損事故傷害	車両
自家用乗用車（普通・小型）	10%割引				6%割引
自家用軽四輪乗用車	8%割引	0%	20%割引	8%割引	1%割引



- ご注意**
1. 人身傷害補償保険については、ご契約の自動車に搭乗中の補償に対する保険料のみが割引の対象です。
 2. 登録番号のない構内専用車などについては、この割引は適用されません。
 3. ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに適用しますので、この割引が適用されない保険年度も発生します。

エコカー割引 **個法**

3%割引

ご契約の自動車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の電気自動車*¹、ハイブリッド自動車*²または圧縮天然ガス自動車（CNG車）*³で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割り引きます。

- *¹ 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外の自動車（自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「電気」と記載されている自動車）。
 *² 内燃機関を有する自動車で、あわせて電気または蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ自動車検査証などにハイブリッド自動車であることが記載されている自動車。
 *³ 内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であり、かつ自動車検査証などの「燃料の種類」欄に「CNG」と記載されている自動車。



- ご注意**
1. 福祉車両割引と重ねて適用することはできません。エコカー割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引（3%）を適用します。
 2. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
 3. 登録番号のない構内専用車などについては、この割引は適用されません。
 4. ご契約期間が1年超の長期契約の場合は、保険年度ごとに適用しますので、この割引が適用されない保険年度も発生します。

福祉車両割引 **個法**

3%割引

ご契約の自動車の消費税が非課税となる福祉車両*である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割り引きます。

*「福祉車両」とは、消費税法に基づき、厚生労働大臣が指定する「身体障害者用物品及びその修理（平成3年6月7日厚生省告示第130号）」に規定された、消費税が非課税となる自動車のことをいいます。



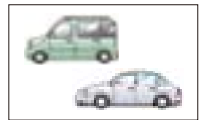
- ご注意**
1. エコカー割引と重ねて適用することはできません。福祉車両割引とエコカー割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引（3%）を適用します。
 2. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
 3. 福祉車両割引の適用には確認資料のご提出が必要となります。

複数所有新規割引（セカンドカー割引） **個**

ノンフリート契約にかぎり適用できます。

7(S)等級からのスタート

自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車（小型・軽四輪）、自家用普通貨物車（0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピングカー）の11等級以上のご契約があり、2台目以降の上記用途・車種の自動車を新たにご契約になる場合で一定の条件を満たすときは、「複数所有新規割引」として7(S)等級を適用します。



また、二輪自動車を11等級以上で契約されている方が、2台目以降の二輪自動車を新たに契約される場合も同様です。

■ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割増引率

年齢条件	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外車種
割増引率	10%割引	15%割引	28%割引	

■ご契約期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約の割増引率

年齢条件	全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外車種
割増引率	11%割増	11%割引	40%割引	39%割引

新たにご契約になる2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ下表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
<ul style="list-style-type: none"> ● 1台目のご契約の記名被保険者 ● 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ● 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1台目のご契約の車両所有者 ● 1台目のご契約の記名被保険者 ● 1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ● 1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

ノンフリート多数割引 **個法**

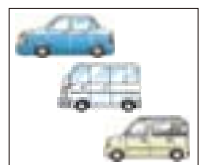
1%・3%・5%割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次の①から③のいずれかの方を記名被保険者として2台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合は、台数に応じて「ノンフリート多数割引」として保険料を割り引きます。

- ①ご契約者* ②ご契約者*の配偶者
 ③ご契約者*またはその配偶者の同居のご親族

*リース業者がご契約者となる場合は、①から③の「ご契約者」を「リースカーの借主」と読み替えます。

1保険証券のご契約台数	割引率
2台	1%
3台～5台	3%
6台以上	5%



- ご注意**
1. 複数の保険証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときは、この割引が適用されます。
 2. ご契約期間の途中で増車された場合で、一定の条件を満たしたときは、その自動車にもご契約期間の初日時点のご契約台数に応じて割引が適用されます。
 3. ファミリーバイク特約など、一部の特約の保険料には割引が適用されません。
 4. 団体扱特約・集団扱特約を付帯したご契約期間が1年の一括払のご契約には割引が適用されません。
 5. フリート契約の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

その他に保険料を決定する要素として、以下の制度があります。

等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約)の場合は、1～20等級の区分、事故有係数適用期間*により保険料が割引・割増される制度を適用しています。

- ご注意**
- 前契約以前の適用等級・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、損害保険会社など間で確認させていただきます。
なお、保険事故には、未払事故および未請求事故も含まれます。
 - 等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。
 - 以下の場合は、継続手続きをされた後であっても等級および事故有係数適用期間を訂正し、差額の保険料を請求または返還させていただきます。
 - 事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金をお支払いする責任のない事故であることが確定した場合
 - 連絡がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合
 - 継続前のご契約が解除された場合

※事故有係数適用期間<保険契約申込書(または契約更新確認書)、保険証券(または保険契約継続証)などでは「事故有期間」という略称を使用していることがあります。>
事故があった場合に「事故有の割増率」を適用する期間(ご契約期間の初日における残り適用年数)を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故係数(ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日の場合は現行係数)」、事故有係数適用期間が1～6年の場合は「事故有係数」を適用します。

初めて契約される場合

6(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率(【表1】、【表2】をご参照ください。)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

11等級以上のご契約に既に加わっている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合

P22の「複数所有新規割引(セカンドカー割引)」の適用条件を満たす場合は、7(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増率(【表1】、【表2】をご参照ください。)が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

【表1】ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割増率

等級	割増率	年齢条件		
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
6(S)	割増率	25%割増	10%割増	5%割引
7(S)	割増率	10%割引	15%割引	28%割引

【表2】ご契約期間の初日が平成25年10月1日以降のご契約の割増率

等級	割増率	年齢条件		
		全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
6(S)	割増率	28%割増	3%割増	9%割引
7(S)	割増率	11%割増	11%割引	40%割引

- ご注意**
- 一部の補償には、上記の割増率は適用されません。
 - 6(S)等級でも事故有係数適用期間が1～6年の場合は、ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日であっても【表2】の割増率を適用します。

継続して契約される場合(他社からの切替契約を含みます。)

①継続前のご契約のご契約期間の末日または解約日の翌日から起算して7日以内に継続契約がある場合

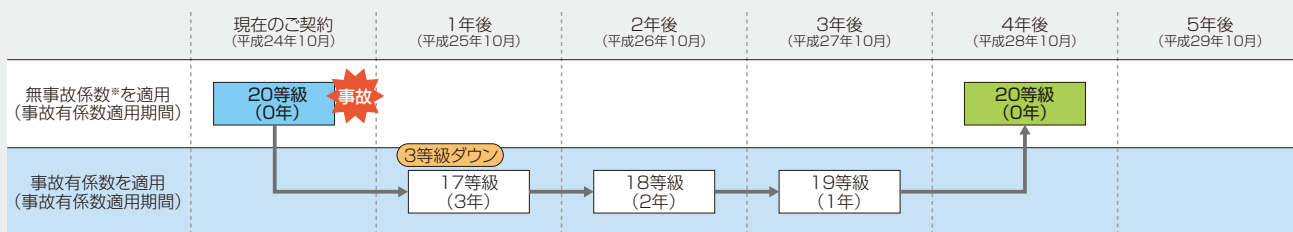
ご契約期間が1年のご契約を継続して契約される場合

- 等級については、継続前のご契約の等級に対して、1年間無事故の場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「1」を引きます。等級別の割増率は、P24の【表3】、【表4】をご参照ください。
- 事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて以下のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。
 - 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」加えます。
 - 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」加えます。

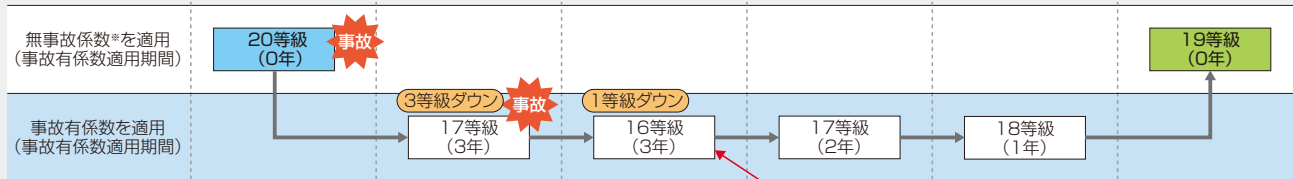
ご注意 継続前のご契約に事故有係数適用期間の適用がない場合であっても、継続契約のご契約期間の初日を含めて過去13か月以内に保険責任を有していた「継続前のご契約の前のご契約」以前に事故有係数適用期間の適用があったときは、そのご契約以降のご契約にも事故有係数適用期間の適用があったものとして積算したうえで、継続契約の事故有係数適用期間を決定します。

等級と事故有係数適用期間の例

(例1) 20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



(例2) 20等級で3等級ダウン事故が1件、その翌年に1等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間



※ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日の場合は現行係数のことをいい、P24の【表3】の割増率を適用します。

「3年」 - 「1年」 + 「1年」
(継続前のご契約の事故有係数適用期間) (1年経過分) (1等級ダウン事故分)

ご契約期間が1年超の長期契約を継続して契約される場合

等級の計算式

$$\text{継続前のご契約の等級} + \left\{ \text{継続前のご契約のご契約期間の年数} - \left(\text{3等級ダウン事故件数} + \text{1等級ダウン事故件数*} \right) \right\} - \left(\text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right)$$

*継続前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約における等級すえおき事故を含みます。

- ご注意**
1. 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
 2. 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
 3. 「継続前のご契約のご契約期間の年数 - (3等級ダウン事故件数 + 1等級ダウン事故件数)」が0を下回る場合は、「継続前のご契約のご契約期間の年数 - (3等級ダウン事故件数 + 1等級ダウン事故件数)」を0として計算します。
 4. 継続契約の等級は20等級を上限、1等級を下限とします。

事故有係数適用期間の計算式

$$\left(\text{継続前のご契約の事故有係数適用期間} - \text{継続前のご契約のご契約期間の年数} \div 2 \right) + \left(\text{3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{1等級ダウン事故件数} \times 1 \right) - \left(\text{継続前のご契約のご契約期間の年数} \div 2 \right)$$

- ご注意**
1. 継続前のご契約がご契約期間の途中で解約された場合は、継続前のご契約の既経過期間をご契約期間とします。
 2. 「継続前のご契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。
 3. 「継続前のご契約の事故有係数適用期間 - 継続前のご契約のご契約期間の年数 ÷ 2」が0を下回る場合は、「継続前のご契約の事故有係数適用期間 - 継続前のご契約のご契約期間の年数 ÷ 2」を0として計算します。
 4. 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間にかかわらず、継続契約の事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とします。
 5. 上記の式による継続契約の事故有係数適用期間に1未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

ご契約期間が1年未満の短期契約(お客さまからのお申し出により解約され、ご契約期間が1年未満となった場合を含みます。)を継続して契約される場合

継続契約は継続前のご契約に適用されている等級および事故有係数適用期間と同一になります。ただし、継続前のご契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級および事故有係数適用期間が適用されます。

② 継続前のご契約のご契約期間の末日または解約日の翌日から起算して7日以内に継続契約がない場合

原則として7等級以上の等級を引き継ぐことができず、事故有係数適用期間は「1年」引きません。

【表3】ご契約期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約の割増引率

継続前のご契約の事故にかかわらず事故有係数適用期間は0年*として現行係数に対応する割増引率を適用します。

*以下の①、②の場合で、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があったときは継続契約に適用する事故有係数適用期間が1～6年となりますので、【表4】の事故有係数に対応する割増引率を適用します。

- ①ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約を解約または解除(ご契約期間の初日が平成24年10月1日以降の1年未満のご契約を含みます。)されて新たにご契約する場合
- ②継続前のご契約のご契約期間の末日が平成25年10月1日以降であり、平成24年10月1日以降に解約または解除されて新たにご契約する場合(中断証明書を使用して新たにご契約する場合は除きます。)

等級	割増										割引									
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率(%)	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63

- ご注意**
1. 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
 2. 継続前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

【表4】ご契約期間の初日が平成25年10月1日～平成26年9月30日のご契約の割増引率

事故有係数適用期間が0年の場合は無事故係数、1～6年の場合は事故有係数に対応する割増引率を適用します。

等級	割増						割引													
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故係数に対応する割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
事故有係数に対応する割増引率(%)	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

- ご注意**
1. 一部の補償には、上記の割増引率は適用されません。
 2. 継続前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

事故件数の数え方

等級別料率制度において事故があった場合は、以下の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間を決定します。

■ 1等級ダウン事故：「1等級ダウン事故」となるのは、以下の①と②のすべてを満たす事故です。

- ① 以下の事故またはその組み合わせの事故であること。
 - a. 車両保険事故(リースカーの車両費用保険特約事故を含みます。)
 - b. 車両積載物産特約事故
 - c. 個人情報対策費用特約事故
 - d. 積載中の売上金盗難特約事故
- ② 事故発生の原因が以下のいずれかに該当する事故であること。
 - a. 火災または爆発(他物(飛来中または落下中の物を除きます。))との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
 - b. 盗難
 - c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - d. 台風、たつ巻、洪水または高潮
 - e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接的人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。)
 - f. 飛来中または落下中の他物との衝突
 - g. 上記のほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)
 - h. 被保険者の行為によって生じた損害
 - i. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害

- ご注意**
1. ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、等級すえおき事故として取り扱います。
 2. ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、窓ガラスの破損などは等級すえおき事故として取り扱いますが、上記の取扱いと異なることがあります。
 3. ご契約期間の初日が平成24年9月30日以前のご契約の場合は、等級プロテクト特約事故は等級すえおき事故として取り扱います。

■ ノーカウント事故：「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。以下の基本項目または特約に関する保険事故のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱います。

・対人賠償責任保険の臨時費用保険金のみお支払いする事故	・弁護士費用特約事故	・ロードアシスタンス特約事故
・人身傷害補償保険事故	・個人賠償責任特約事故	・事故・故障時代車費用特約事故
・搭乗者傷害特約事故	・安全運転教育費用特約事故	・車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)
・無保険車傷害特約事故	・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故	・運搬費用、応急処置費用、引取費用のみお支払いする事故
・ファミリーバイク特約事故	・搭乗中の犯罪被害傷害特約事故	

■ 3等級ダウン事故：1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。

等級継承の範囲

記名被保険者の変更が以下のいずれかに該当する場合は、記名被保険者を同一とみなして等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。

- ・記名被保険者の配偶者への変更、または記名被保険者もしくはその配偶者の同居のご親族への変更
- ・個人事業主が法人を新設する場合、または法人を解散し個人事業主となる場合の個人事業主・法人間の変更(ただし、事業内容が同一であるなどの条件を満たす場合にかぎります。)
- ・2以上の法人が法令上の規定に基づき合併する場合など、一定の条件を満たす法人間の変更

ご注意 記名被保険者の変更前のご契約の等級が1～5等級、事故有係数適用期間が1～6年の場合は、上記以外の方への記名被保険者の変更があってもご契約の自動車の所有者に変更がなければ、記名被保険者に変更がないものとして等級および事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

ご契約の中断制度

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からのご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。



- ご注意**
- 原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日またはご契約期間の末日)から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパンにご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。
 - 中断前のご契約の等級を適用する場合は、所定の事故有係数適用期間も同時に適用します。
 - 中断前のご契約のご契約期間の初日が平成24年9月30日以前の場合は事故有係数適用期間がありませんが、等級すえおき事故とノーカウント事故以外の事故があり、損保ジャパンと締結する中断後の新たなご契約のご契約期間の初日が平成25年10月1日以降の場合は、事故有係数を適用します。

ノンフリート保険期間通算特則

現在、他の保険会社でご契約の自動車保険契約を期間の途中で解約して、解約日から前契約のご契約期間の末日*までの短期契約で新たに損保ジャパンでご契約いただいたときは、2つのご契約のご契約期間を通算して1年とみなし、翌年度のご契約時(損保ジャパンでのご契約にかぎります。)の等級および事故有係数適用期間を決定します。



*前契約のご契約期間が1年超である場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ご注意**
- 他の保険会社でご契約の自動車保険契約において事故が発生していない場合にかぎります。
 - 原則として、現在のご契約の解約日と損保ジャパンのご契約期間の初日が同日付でない場合は、この特則は適用できません。
 - 現在のご契約を解約し、新たにご契約いただく場合は、補償内容や保険料が変更となる場合があります。

ご契約期間(保険期間)

ご契約期間は原則として1年間となります。ただし、1年超の長期契約や1年未満の短期契約も締結が可能です。なお、ご契約期間につきましては、保険契約申込書(または契約更新確認書)をご確認ください。

記名被保険者年齢別料率制度

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件で契約された場合は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。1年契約の場合は、「ご契約期間の初日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用し、1年超の長期契約の場合は、「保険年度ごとのご契約期間の初日応当日における記名被保険者の年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別のの方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

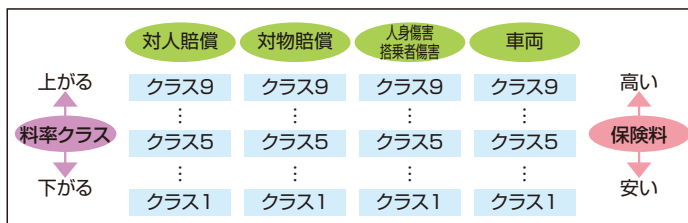
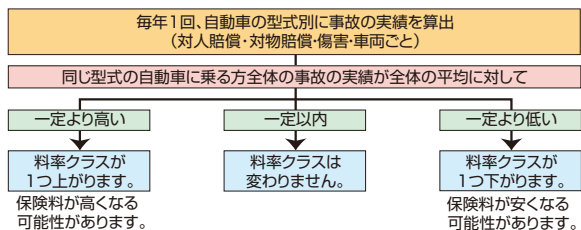
年齢条件区分	記名被保険者年齢区分	
	法人	個人
全年齢補償	-	
21歳以上補償	-	
26歳以上補償	-	29歳以下
		30歳~39歳
		40歳~49歳
		50歳~59歳
		60歳~69歳
70歳以上		
年齢条件対象外車種	-	

同一の年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率は保険料算出のための区分ですので、保険の補償内容とは関係ありません。

料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型)の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害(人身傷害・搭乗者傷害)・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度(1~9クラス)」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると保険料は前年より高くなる場合があります。



所有・使用する自動車の総契約台数が10台以上のお客さま(フリート契約者) 総契約台数には損保ジャパン以外(共済を除きます。)でのご契約の自動車も含まれます。

●すべての車両を一括してご契約いただくとお得です。

台数	フリート多数割引率
10台以上	5%

ご契約者が自らを記名被保険者とし、10台以上の自動車を1保険証券でご契約いただくことが条件となります。

●フリート契約ならお客さまのニーズに応じた柔軟な設計が可能です。

- 対人賠償責任保険
- 対物賠償責任保険
- 人身傷害補償保険
- 車両保険
- 搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払/日額払/医療保険金なし)
- 自損事故傷害特約
- 無保険車傷害特約

ご注意 対人賠償責任保険を補償対象外とした場合は、人身傷害補償保険、自損事故傷害特約、無保険車傷害特約も補償の対象外となります。

ビジネスシーンに適した安心補償をおすすめします。
(注)詳細はP.82・83をご参照ください。

- 安全運転教育費用特約
- 受託貨物賠償責任特約
- 強盗被害事故バック
- 個人情報対策費用特約
- リースカーの車両費用保険特約
- 車両積載動産特約
- 休車費用特約

ご契約のお手続き

ご契約手続き時に現金のご用意は不要！

保険料のお支払い方法

SUPでは、ご指定いただいた方法により後日、保険料をお支払いいただきますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。



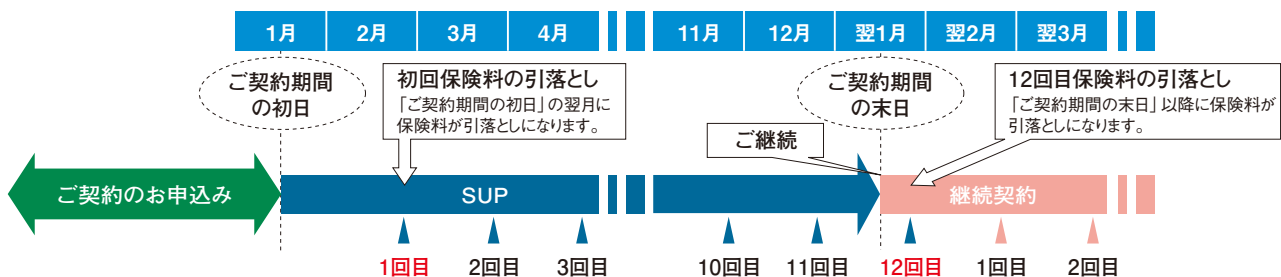
保険料につきましては、下表のようなお支払い方法があります。

主なお支払い方法	払込期日	払込回数	
		分割払 ^{*1}	一括払
口座振替 保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。	「ご契約期間の初日」の属する月の翌月の金融機関所定の振替日 ^{*2} (分割払の場合は、以降毎月 ^{*3} の振替日)	○ 5%割増 ^{*4}	○
クレジットカード払 保険料をクレジットカードによりお支払いいただく方法 ^{*5} です。	「ご契約期間の初日」の属する月の翌月末日(分割払の場合は、以降毎月 ^{*3} の末日) ^{*6}	○ 5%割増	○
払込票払 ご契約後、ご契約者に送付する払込票 ^{*7} にて、損保ジャパン所定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な金融機関の窓口、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用して保険料をお支払いいただく方法です。	「ご契約期間の初日」の属する月の翌月末日	×	○
請求書払 ご契約後、ご契約者にお渡し、または送付する請求書 ^{*7} で、銀行振込により保険料をお支払いいただく方法です。	「ご契約期間の初日」の属する月の翌月末日	×	○

- ※1 分割払はご契約期間が1年以上の場合に選択できます。なお、ご契約期間が1年の場合は、分割回数は12回となります。
- ※2 原則26日となります。ただし、26日が休日などにあたる場合は翌営業日となります。また、金融機関によって振替日が異なる場合があります。
- ※3 ご契約期間が1年超の長期契約の場合で、年払でご契約いただいたときは、「ご契約期間の初日」の属する月の翌月の毎年の応当月とします。
- ※4 ノンフリート多数割引を適用したご契約、1保険証券の保険料総額が30万円を超えるご契約など一定の条件を満たすご契約については、割増のない大口分割払でご契約できる場合があります。
- ※5 ご契約手続き時にクレジットカード情報をご登録いただいていない場合は、ご契約後にご契約者に送付する登録はがきにより、ご自身でクレジットカード情報をご登録いただく必要があります。なお、登録はがきは保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。
- ※6 クレジットカード会社からお客さまへの請求スケジュールは、クレジットカード会社により異なります。
- ※7 払込票・請求書は保険証券(または保険契約継続証)とは別にお届けします。

ご注意 1. お客さまの勤務先または所属する団体などを通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、ご加入には一定の条件があります。(詳細はP.28)
 2. 団体扱・集団扱契約、大口分割払契約、大口分割払(口座振替)契約などは上記とお支払い方法などが異なります。

保険料の引落としスケジュール(分割払(口座振替)：ご契約期間の初日が1月15日の場合)






ご注意 団体扱・集団扱契約、大口分割払(口座振替)契約などは引落としスケジュールが異なります。

自動車の買替えによる入替手続きなど、ご契約内容の変更(異動)手続きでも、現金をご用意いただく必要はありません。保険料は、ご指定いただいた方法により後日お支払いいただきます。

ご注意 一部、お取り扱いできない場合があります。また、ご契約手続き時のお支払い方法によって、ご契約内容の変更(異動)手続き時にご選択いただけるお支払い方法は異なります。

ご契約時にご注意いただきたいこと

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

ご契約の自動車について	<ul style="list-style-type: none"> ●用途・車種(「自家用」「営業用」などの用途の別、「小型乗用車」「普通乗用車」などの車種の別、最大積載量の別など) ●車名 ●型式 ●初度登録年月(または初度検査年月) ●登録番号 ●車台番号 ●使用の本拠地 ●福祉車両の該当有無 ●電気自動車、ハイブリッド自動車、圧縮天然ガス自動車(CNG車)の該当有無 など	
記名被保険者について	<ul style="list-style-type: none"> ●氏名 ●個人・法人の区分 ●生年月日 など	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●前契約の事故の有無・件数、等級、事故有係数適用期間 ●ノンフリート契約、フリート契約の区分(ご契約の自動車の合計台数) ●過去1年間に保険会社から解除を受けたことがある場合 ●他の保険契約の有無 ●フリート契約の場合、全車両一括特約の付带有無 など	

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後に、以下の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡の内容によっては、保険料が変更になることがあります。

自動車の変更^{*1}	新しく自動車を買替えた。 買替え前の自動車と買替え後の自動車の用途・車種が同一グループであるなどの一定の条件のもとで、現在のご契約条件を新しい自動車に引き継ぐことができます。		車両保険金額の変更^{*1}	新しくカーナビを買って、自動車に取り付けた。 付属品の取付け、取外しなどにより、自動車の価額が変わる場合は、車両保険の保険金額の見直しのお手続きが必要となります。	
運転者年齢条件の変更^{*1} ^{*2}	息子も免許を取って家の自動車に乗るようになった。 お子さまの年齢がご契約の年齢条件を満たさない場合は、年齢条件の変更のお手続きが必要となります。		用途・車種、登録番号の変更^{*3} ^{*4}	自動車を改造して用途・車種が変わった。 お引越しや用途の変更などで登録番号が変わる場合は、お手続きが必要となります。	
記名被保険者の変更^{*1}	自動車を娘に譲り、私は乗らなくなった。 自動車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者変更のお手続きが必要となります。		前契約の事故件数の変更^{*3}	契約時に告知した前契約の事故件数に変更があった。 前契約の事故の有無・件数などが変更になった場合は、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となる場合がありますので、お手続きが必要となります。	
解約	自動車を運転することがなくなり、自動車保険がいらなくなった。 自動車保険を解約される場合は、ご契約の解約手続きが必要となります。		適用等級などの変更	前契約が解除になった。 前契約が解除になった場合など、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となる事実が発生したときは、お手続きが必要となります。	
ご住所の変更	引越しをした。 ご住所を変更された場合は、所定のお手続きが必要となります。				

※1 ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じることがあります。

※2 運転者限定特約を付帯したご契約の場合は、限定する運転者の範囲についてもあわせてご確認ください。

※3 これらの事例のように、ご契約時にお申し出いただいた内容に変更が発生する場合で、ご連絡がないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

※4 変更後の用途・車種などによっては、特約が自動的に付帯または削除されることがあります。

団体扱・集団扱でご契約になる場合

団体扱特約・集団扱特約は、団体・集団などと損保ジャパンの間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表のご加入条件に該当するときのみ付帯できます。なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。



		ご加入条件(団体扱・集団扱の対象となる方)	ご注意	団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方 ご本人のみが 対象となります。 (ご家族などは対象外)	団体扱	団体(企業など)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人) など	<ul style="list-style-type: none"> ・団体から給与の支払いを受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など) ・団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者など) ・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など) ・【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方* など 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・集団の構成員でない方(取引業者など) など
	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・ 集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・ 集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます。) ・ 集団		
記名被保険者 車両所有者 ご家族などの場合は、 ご契約者との続柄に ご注意ください。	次のいずれかに該当する方 ・ ご契約者ご本人 ・ ご契約者の配偶者 ・ ご契約者またはその配偶者の同居のご親族 ・ ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別居の結婚しているお子さま ・ 別居の扶養していない父母 ・ 別居の就職しているお子さま など 		

*団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

ご注意 集団扱契約の場合は、原則として別途集団扱要件ご確認のお願いをしています。

ご契約の更新時には、更新手続きもれをサポート！

ご契約更新時のサポート

一般的なお手続きの場合



万が一の場合



でもSUPなら大丈夫！

安心更新サポート特約 自動セット

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

安心更新サポート特約は、ノンフリート・自家用8車種で記名被保険者が個人、かつご契約期間が1年のご契約に必ず付帯され、ご契約の更新時から適用されます。

ご注意 ノンフリート等級が1～5等級のご契約、明細書付契約などは対象外となります。また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合もあります。

ご契約更新時の手続きもれをサポート

「自動車保険更新のご案内」の到着後、万が一お客さまとご連絡がとれない場合などは、右表の通知締切日までにお客さまから更新を希望されない旨のお申し出がないかぎり、「安心更新サポート特約」に基づき前年と同等の条件*で自動的にご契約を更新させていただきます。

*車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車と同等の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。

また、ご契約の内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただく場合があります。

ご契約の更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。



通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日(ご契約期間の末日)により異なります。

満期日(ご契約期間の末日)	通知締切日
毎月1日～15日	満期日前月の10日
毎月16日～末日	満期日前月の25日

もしも事故にあわれたら・・・—ご対応の流れ—

事故にあわれた場合にご注意・ご対応をお願いしたいことです。

1 事故発生



2 負傷者の救護



負傷者の救護が最優先です。負傷者の様子や事故の状況などから緊急の場合は救急車を呼んでください。

路上の危険防止



他の自動車の進行の妨げとならないよう、自動車を安全な場所に移動させ、非常点滅灯（ハザードランプ）をつける、停止表示機材を置くなどの安全対策を行ってください。

3 警察への事故連絡



ご連絡事項

- いつ・どこで？ → 事故の日時と場所
- どのように？ → 事故の状況
- 誰が・何を？ → 死傷者・損傷物の有無
- どうなった？ → けがの程度や損傷状況

ご注意点

警察官の聴取を受ける際のご注意点
あいまいなことを言わず、知っている事実を具体的に伝えてください。

ワンポイントアドバイス

現場での示談は禁物！！

相手の方から何らかの請求を受けた場合は、必ず「損保ジャパンと相談したうえで、後ほどご連絡します。」とお答えください。

その後は、すみやかに次のいずれかの方法でご連絡ください。

損保ジャパンに
直接電話したい！



事故サポートデスク

☎0120-256-110

24時間365日事故受付・初期対応
●おかけ間違いにご注意ください。

いつも来てくれる
代理店に相談したい！



保険証券（または保険契約継続証）の「ご連絡先」欄をご確認ください。

耳や言葉が不自由な方は
FAXをご利用ください！



取扱代理店または損保ジャパンにて、専用のFAX用紙をご用意しています。

ワンポイントアドバイス

スムーズに解決するために

【相手の方がけがをしている場合】お見舞いをするなど、誠意をもって対応してください。
【事故にあった自動車を修理する場合】必ず事前に損保ジャパンへご相談ください。



（注）けがをされたときなどは、自動車保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性がありますので、当社・他社を問わず、ご加入の保険証券などをご確認ください。

SUPの主な補償内容

— お支払いする保険金および費用保険金のご説明 —

相手への賠償

基本項目・特約	補償内容
対人賠償責任保険	<p>ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎりず。</p> <p>(注) 被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。</p> <p>臨時費用保険金 保険金額とは別枠で、事故の相手の方が死亡された場合に15万円、3日以上入院された場合に3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。</p>
対物賠償責任保険	<p>ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金額が10億円を超える場合、航空機の損壊や、ご契約の自動車または被けん引自動車に業務として積載中の危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故は、10億円が限度となります。</p> <p>(注2) 被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および過失割合に従って決まります。</p>
対物全損時修理差額費用特約	<p>対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。</p>

ご自身・人の補償

基本項目・特約	補償内容																																																																																																																																																																							
人身傷害補償保険	<p>被保険者※1が、ご契約の自動車または他の自動車※2に乗車中や歩行中などの、自動車事故などによって死亡したり、身体に後遺障害または傷害を被った場合に、損保ジャパンが定めた算定基準に基づいて算出した損害額を保険金としてお支払いします。</p> <p>保険金額を1名ごとのお支払い限度額※3とし、相手自動車の自賠責保険または賠償義務者から既に取得した損害賠償金などを差し引いた額をお支払いします。</p> <p>※1「被保険者」は、次の①から⑥の方をいいます。 ① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま、 ⑤ ご契約の自動車で搭乗中の方、 ⑥ ①～⑤の方のほか、次のアまたはイの方をいいます。 ただし、これらの方がご契約の自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつそれによってこれらの方に生じた損害について、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎりず。 ア. ご契約の自動車の保有者 イ. ご契約の自動車の運転者</p> <p>※2「他の自動車」には次の自動車は含まれません。 (ただし、無保険自動車の運行による事故の場合は補償の対象となります。) ・ 次の①から③の方が所有または主に使用する自動車 ① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族 ・ ご契約の自動車の用途・車種に応じて、右表の用途・車種の自動車</p> <table border="1" data-bbox="1050 1086 1476 1182"> <thead> <tr> <th>ご契約の自動車</th> <th>他の自動車に含まれない自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二輪自動車</td> <td>原動機付自転車</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>二輪自動車</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>原動機付自転車・二輪自動車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 相手自動車が無保険自動車である場合は、相手の方より賠償されるべき損害については、保険金額にかかわらずお支払いする保険金の限度額を無制限とします(ただし、人身傷害補償保険のお支払いする保険金の合計額は、損害額を限度とします。) 所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要と認められるときは、保険金額の2倍(ただし、保険金額が無制限の場合は無制限)をお支払い限度額として保険金をお支払いします。</p>	ご契約の自動車	他の自動車に含まれない自動車	二輪自動車	原動機付自転車	原動機付自転車	二輪自動車	上記以外	原動機付自転車・二輪自動車																																																																																																																																																															
ご契約の自動車	他の自動車に含まれない自動車																																																																																																																																																																							
二輪自動車	原動機付自転車																																																																																																																																																																							
原動機付自転車	二輪自動車																																																																																																																																																																							
上記以外	原動機付自転車・二輪自動車																																																																																																																																																																							
人身契約自動車搭乗中のみ特約 記名被保険者が法人のご契約に必ず付帯されます。	<p>上記の人身傷害補償保険の被保険者のうち、①～⑤の被保険者については、人身傷害補償保険のお支払いの対象となる事故をご契約の自動車に搭乗中の事故に限定して補償します。</p> <p>(注) 記名被保険者が個人のご契約にはご希望により付帯できます。</p>																																																																																																																																																																							
搭乗者傷害特約	<p>ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により事故発生日から180日以内に死亡したり、後遺障害を被ったりした場合、または入院された場合(事故発生日から180日以内の入院にかぎりず。)に保険金をお支払いする特約です。</p> <p>死亡保険金 1名につき保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>後遺障害保険金 1名につき後遺障害等級の別により保険金額の4～100%の額をお支払いします。</p> <p>重度後遺障害保険金 被保険者が所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要と認められるときは、重度後遺障害保険金として1名につき後遺障害保険金の60%(600万円限度)をお支払いします。</p>																																																																																																																																																																							
医療保険金 部位・症状別定額払	<p>医療保険金 以下の保険金をお支払いします。</p> <p>① 入院給付金…入院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位・症状に応じて損保ジャパンが定める入院給付金支払額基準に該当する金額</p> <p>② 治療給付金…医師の治療を開始した場合に、1事故につき1万円</p> <p style="text-align: center;">入院給付金支払額基準 (単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="462 1751 1423 2132"> <thead> <tr> <th rowspan="2">症状</th> <th colspan="13">部位</th> </tr> <tr> <th>頭</th> <th>のぞく顔面部</th> <th>眼</th> <th>歯</th> <th>頸</th> <th>胸</th> <th>胸または腕部</th> <th>背</th> <th>手</th> <th>手</th> <th>下</th> <th>足</th> <th>全*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>打撲、擦過傷、挫傷または捻挫</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>挫創または挫減創</td> <td>15</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>骨折または脱臼</td> <td>60</td> <td>25</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>80</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>欠損または切断</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>40</td> <td>20</td> <td>55</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>頭蓋内の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)または眼球の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)</td> <td>75</td> <td>—</td> <td>20</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>神経の損傷または断裂</td> <td>95</td> <td>25</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>100</td> <td>—</td> <td>70</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>85</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>熱傷</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>15</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「全身」とは、次の①から⑥までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。 ① 頭部、② 顔面部、③ 頸部、④ 胸部・腹部・背部・腰部および臀部、⑤ 上肢、⑥ 下肢</p>	症状	部位													頭	のぞく顔面部	眼	歯	頸	胸	胸または腕部	背	手	手	下	足	全*	打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	5	5	5	挫創または挫減創	15	5	—	—	5	10	10	5	5	5	5	5	35	筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂	—	—	—	—	15	15	15	30	30	30	30	10	—	骨折または脱臼	60	25	—	—	80	30	60	30	10	45	15	—	—	欠損または切断	—	15	—	5	—	—	—	40	20	55	30	—	—	頭蓋内の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)または眼球の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)	75	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	神経の損傷または断裂	95	25	50	—	100	—	70	30	30	30	10	—	—	臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	—	—	50	—	—	85	—	—	—	—	—	—	—	熱傷	5	5	—	—	5	10	10	5	5	5	5	5	35	その他	10	5	5	5	10	10	10	10	5	10	5	15	—
症状	部位																																																																																																																																																																							
	頭	のぞく顔面部	眼	歯	頸	胸	胸または腕部	背	手	手	下	足	全*																																																																																																																																																											
打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	5	5	—	—	5	5	5	5	5	5	5	5	5																																																																																																																																																											
挫創または挫減創	15	5	—	—	5	10	10	5	5	5	5	5	35																																																																																																																																																											
筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂	—	—	—	—	15	15	15	30	30	30	30	10	—																																																																																																																																																											
骨折または脱臼	60	25	—	—	80	30	60	30	10	45	15	—	—																																																																																																																																																											
欠損または切断	—	15	—	5	—	—	—	40	20	55	30	—	—																																																																																																																																																											
頭蓋内の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)または眼球の内出血もしくは血腫(皮下をのぞく)	75	—	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																											
神経の損傷または断裂	95	25	50	—	100	—	70	30	30	30	10	—	—																																																																																																																																																											
臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	—	—	50	—	—	85	—	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																											
熱傷	5	5	—	—	5	10	10	5	5	5	5	5	35																																																																																																																																																											
その他	10	5	5	5	10	10	10	10	5	10	5	15	—																																																																																																																																																											

もしも事故にあわれたら… / SUPの主な補償内容

基本項目・特約		補償内容
医療保険金	日額払	医療保険金 事故の日からその日を含めて180日以内の期間において、医師の治療を必要としない程度になおった日までの治療日数に対し、あらかじめ定めた入院保険金日額・通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。
	医療保険金なし	医療保険金をお支払いしません。
部位・症状別定額払 医療保険金倍額特約		搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)の医療保険金(入通院給付金・治療給付金)を倍額にしてお支払いする特約です。
無保険車傷害特約 所定の条件を満たすと契約に必ず付帯されます。		被保険者が無保険車との事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、賠償義務者の支払能力がないなどの理由で十分な損害賠償を受けられないときに保険金をお支払いします。 ●対人賠償責任保険の保険金額が1名ごとのお支払い限度額となります。ただし、相手自動車に対人賠償責任保険が適用されているとき、または他の無保険車傷害特約の付帯があるときは、それらの保険金額のうちいずれか高い額をご契約の自動車の保険金額から差し引いた額を限度とします。 (注)人身傷害補償保険が適用されているご契約には付帯できません。
自損事故傷害特約 所定の条件を満たすと契約に必ず付帯されます。		電柱との接触や崖からの転落などの自損事故により、保有者・運転者・搭乗者が死傷され、その損害について自賠責保険からお支払いを受けられない場合に保険金をお支払いします。 ●死亡保険金 ……1名につき1,500万円 ●後遺障害保険金 ……1名につき50～1,800万円 ●医療保険金 ……医師の治療を必要としない程度に治った日までの治療日数に対し、1名につき治療日数1日あたり入院の場合6,000円、通院の場合4,000円。ただし、1回の事故につき1名100万円を限度とし、保険金額とは別枠でお支払いします。 ●所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要と認められるときは、重度後遺障害保険金として1名につき200万円をお支払いします。 (注)人身傷害補償保険が適用されているご契約には付帯できません。

ご自身・お車・物の補償

基本項目・特約		補償内容
車両保険		車両保険金 ●全損の場合(修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合) ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(自動車の時価額)をお支払いします。ただし、車両保険金額が時価額を著しく超過した場合は、時価額をお支払いします。 ●分損の場合(全損以外の場合) 自動車の損害額から自己負担額(免責金額)を差し引いた金額を車両保険金額を限度にお支払いします。 ●ご契約者または被保険者が、所定の費用(運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金額とは別にお支払いします。なお、運搬費用および応急処置費用については、ロードアシスタンス特約の保険金をお支払いする場合はお支払いの対象外となります。
		臨時費用保険金 全損の場合は、保険金額とは別に車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。
ロードアシスタンス特約 すべてのご契約に付帯されます。 (フリート契約の場合は対象外とすることができます。)		ご契約の自動車事故・故障またはトラブルにより走行不能となった場合に発生したレッカーけん引費用および応急処置費用に対し、保険金をお支払いする特約です。 ●保険金のお支払い限度額 15万円 (注)この特約により「ロードアシスタンス」のサービスをご利用いただけます。JAF・業者などを手配される前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡いただき、損保ジャパン指定の修理工場までレッカーけん引する場合は、距離が「無制限」となります(この特約のお支払い限度額15万円は適用しません。)。詳細については、ご契約のしおりをご参照ください。
事故・故障時代車費用特約		ご契約の自動車事故・故障またはトラブルにより走行不能となり、かつレッカー車などで運搬された場合、または事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合に、修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定の期間のレンタカーなどの代車費用をお支払いする特約です(お支払いの対象となる期間は、「代車のご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して1年以内」を限度とします。)
車両新価特約		ご契約の自動車全損 ^{※1} になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上 ^{※2} となった場合で、自動車を再取得されたときは、再取得費用(新車価格相当額を限度)に再取得時諸費用保険金(新車価格相当額の15%、50万円限度)を加えてお支払いする特約です。 ※1「全損」とは、修理できない場合または修理費が車両保険金額以上となる場合をいいます。 ※2内外装・外板部分以外の部分に著しい損傷が生じた場合にかぎります。 (注1)リースカー、並行輸入車を対象とするご契約には付帯できません。 (注2)盗難による損害はこの特約の対象外です。
車両全損修理時特約		ご契約の自動車全損 [※] になり、実際に修理された場合は、車両保険金額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。 ※「全損」とは、修理費が車両保険金額以上となる場合をいいます。
車対車衝突危険限定特約		車両保険のお支払いの対象となる事故を、ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。
車両危険限定特約(A)		車両保険のお支払いの対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・たつ巻・洪水・いたずら・飛び石などの特約に定められた事故に限定する特約です。
車対車自己負担なし特約		車両保険の自己負担額を5万円に設定したご契約の場合でも、相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険金をお支払いするときは、自己負担額をなしとする特約です。
地震・噴火・津波 車両全損時一時金特約		地震・噴火・津波による損害でご契約の自動車がこの特約に定める全損になった場合に、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(ただし、車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。 (注1)この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパンに転移しません。 (注2)車両保険のご契約タイプが「一般条件」のご契約に付帯できます。 (注3)ご契約の自動車の用途・車種が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)、A種工作車、B種工作車を除くすべての用途・車種のご契約に付帯できます。

その他の補償

特約	補償内容						
他車運転特約 <small>所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</small>	記名被保険者とそのご家族などが借用中の自動車を運転中の事故(対人賠償・対物賠償・車両・自損事故傷害)について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車のご契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 (注1)「借用中の自動車」には、次の自動車は含まれません。 ・次の①から③の方が所有または主に使用する自動車 ① 記名被保険者(個人被保険者を設定している場合は個人被保険者)、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族 ・自家用8車種以外の自動車 (注2)借用中の自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、借用中の自動車を運転中で、ご契約の車両保険でお支払いの対象となる場合など、一定の条件を満たす場合にかぎります。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。						
弁護士費用特約	記名被保険者とそのご家族、ご契約の自動車に搭乗中の方などが次のいずれかの被害事故にあり、賠償義務者(被保険者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する方)に対する損害賠償請求について弁護士・司法書士・行政書士・裁判所または斡旋もしくは仲裁を行う所定の機関に委任または相談を行った場合に負担する費用に対して保険金をお支払いする特約です。ただし、損保ジャパンの同意を得て支出した費用にかぎります。 ① 相手自動車との事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。 ② ①のほか、自動車搭乗中の事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。 ③ ①または②のほか、ご契約の自動車または被保険者が所有する他の自動車に損害が生じること。 ●弁護士費用保険金のお支払い限度額 1被害事故1被保険者につき300万円 ●法律相談費用保険金のお支払い限度額 1被害事故1被保険者につき10万円 (注)業務に使用する財物(ご契約の自動車を除き、ご契約の自動車以外の自動車を含みます。)の被害は対象外です。						
個人賠償責任特約	記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。(示談交渉サービス付) ●保険金額 無制限(自己負担額なし)						
車両積載動産特約	盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車の車室内・トランク内などに積載中の動産に生じた損害に対して、保険金をお支払いする特約です。盗難の場合は、ご契約の自動車本体が盗難(ご契約の自動車の一部分のみの盗難を除きます。)にあわれたときにかぎり補償の対象となります。車上狙いなど積載中の動産のみ盗難にあわれた場合は補償の対象外です。 ●保険金のお支払い限度額 1事故につき30万円(自己負担額なし) (注)自動車本体と同時に損害が生じた場合にかぎります。						
その他特約	記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車(総排気量が125cc以下)を運転中の事故などにより負担する法律上の賠償責任および原動機付自転車に搭乗中に生じたけがによる損害に対して、保険金をお支払いする特約です。 ●運転者年齢条件特約および運転者限定特約を付帯しているご契約であっても、この特約に定める補償は運転者年齢条件および限定された運転者の範囲にかかわらず補償されます。 ●対象となるバイクは、総排気量が125cc以下(または定格出力が1.00kw以下)の二輪自動車および総排気量が50cc以下(または定格出力が0.60kw以下)の三輪以上の自動車(借りたバイクも含みます。)です。なお、総排気量が50cc超125cc以下(または定格出力が0.60kw超1.00kw以下)の側車付二輪自動車は補償の対象外です。 ●被保険者は、次の①から④の方をいいます。 ① 記名被保険者、② ①の配偶者、③ ①または②の同居のご親族、④ ①または②の別居の未婚のお子さま ●補償内容：ご契約にあたっては、次のいずれかのタイプをお選びいただけます。 ◆ファミリーバイク特約(人身)では対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 ◆ファミリーバイク特約(自損)では対人・対物賠償事故、自損事故傷害*のみ補償されます。 ※電柱との接触や崖からの転落などの自損事故により、保有者・運転者・搭乗者が死傷され、その損害について自賠責保険からお支払いを受けられない場合をいいます。 自損事故傷害でお支払いする保険金は以下のとおりです。 ●死亡保険金………1名につき1,500万円 ●後遺障害保険金………1名につき50～1,800万円 ●医療保険金………医師の治療を必要としない程度に治った日までの治療日数に対し、1名につき治療日数1日あたり入院の場合6,000円、通院の場合4,000円。ただし、1回の事故につき1名100万円を限度とし、保険金額とは別にお支払いします。 ●所定の重い後遺障害を被った場合で、かつ介護が必要と認められるときは、重度後遺障害保険金として1名につき200万円をお支払いします。						
契約自動車の入替自動補償特約 <small>所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</small>	ご契約の自動車を手放され、新たに自動車(車両入替の対象の自動車にかぎります。)を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合は、取得された日の翌日から30日以内にご契約の自動車との入替の通知を行い当社が受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。						
安心更新サポート特約 <small>所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</small>	右表の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれか一方から安心更新サポート特約を適用しない旨の意思表示がないかぎり、一定の条件に基づき保険契約を更新する特約です。 (注)ノンフリート等級が1～5等級のご契約、明細書付契約などは対象外となります。 <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>満期日(ご契約期間の末日)</th> <th>通知締切日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月1日～15日</td> <td>満期日前月の10日</td> </tr> <tr> <td>毎月16日～末日</td> <td>満期日前月の25日</td> </tr> </tbody> </table>	満期日(ご契約期間の末日)	通知締切日	毎月1日～15日	満期日前月の10日	毎月16日～末日	満期日前月の25日
満期日(ご契約期間の末日)	通知締切日						
毎月1日～15日	満期日前月の10日						
毎月16日～末日	満期日前月の25日						
継続うっかり特約 <small>所定の条件を満たすご契約に必ず付帯されます。</small>	お客さまの事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約期間の末日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、ご契約期間の末日と同等の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 (注1)安心更新サポート特約が優先して適用されます。 (注2)原則として、ご契約期間が1年以上のノンフリート契約に必ず付帯されます。						

事業者向けの補償

特約	補償内容
その他特約	事故により、ご契約の自動車を修理のために入庫する場合や代替自動車を取得する場合(車両保険のお支払いの対象となる場合にかぎります。)など、ご契約の自動車を使用できない期間の休車損害に対して定額で保険金をお支払いする特約です。 (注)保険金の支払い対象日数は、代替自動車の取得までの日数、特約の別表に定める日数(実修理日数ではなく修理工賃額に基づく日数)などにより定めます(修理工賃額が76,000円以下の場合の支払対象日数は0日となります。)。
受託貨物賠償責任特約	ご契約の自動車に積載中の受託貨物が、運送中の火災・爆発またはご契約の自動車の衝突・接触・墜落・転覆を原因として損傷したことにより、運送業者が荷主に対して負担する賠償損害に対して保険金をお支払いする特約です。 ●1事故につき、500万円を限度として、貨物の損害額に対して保険金をお支払いします。自己負担額(免責金額)は7万円です。

特 約		補償内容
その他 特約	強盗被害事故パック 搭乗中の犯罪被害傷害特約	記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約の自動車に搭乗中または一時的に自動車から離れている間に、犯罪行為によって傷害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。 ●1回の事故につき、被保険者1名あたり次の金額をお支払いします。 ・死亡した場合 1,000万円 ・5日以上入通院した場合 10万円
	積載中の売上金盗難特約	記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約の自動車に搭乗中または一時的に自動車から離れている間に、ご契約の自動車に積載中または記名被保険者やその従業員などが所持する売上金などが盗難された場合に被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 ●1回の事故につき、10万円を限度としてお支払いします。 (注1)ご契約の自動車の保管場所以外の場所で使用中に発生し、警察に届け出た事故にかぎります。 (注2)従業員の通賃・小切手を含みません。
	個人情報対策費用特約	ご契約の自動車に積載中の財物の盗難により、その財物に記録または記載されていた個人情報漏えいした場合の謝罪広告や謝罪のための物品購入などの費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 ●1回の事故につき、100万円を限度としてお支払いします。
	安全運転教育費用特約	ご契約の自動車を運転し、対人事故または対物事故を起こした従業員などの安全運転教育費用を企業が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ●1事故につき、1回の安全運転教育費用のみを対象とし、かつ2万円を限度に実費をお支払いします。 (注)事故発生日から1年以内に安全運転教育を受けさせた場合にかぎります。
	リースカーの車両費用保険特約	ご契約のリースカーに生じた盗難や偶然な事故によって、リースカーの借主が被る損害(修理費やリース契約中途解約費用)に対して保険金をお支払いする特約です。 【一般条件】 ご契約のリースカーが盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・たつ巻・洪水・いたづら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 【車対車+A】 ご契約のリースカーが相手自動車(ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎります。)との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合、および火災・爆発・盗難・台風・たつ巻・洪水・いたづら・飛び石などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。
臨時代替自動車特約 所定の条件を満たすと契約に必ず付帯されます。	ご契約の自動車の整備・修理・点検中に臨時に借り受けた自動車をご契約の自動車とみなして対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害特約などの保険金をお支払いする特約です。 (注1)「臨時に借り受けた自動車」には、ご契約の自動車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。 (注2)臨時に借り受けた自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、臨時に借り受けた自動車を運転中で、ご契約の車両保険のお支払いの対象となる場合など、一定の条件を満たす場合にかぎります。 (注3)借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。	

- 「1名につき」とは、お支払い対象者(相手の方)それぞれに対する保険金額であることを意味します。
- 「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

損保ジャパンのその他のWebサービス

損保ジャパンホームページからアクセスしてください。

<http://www.sompo-japan.co.jp/> 損保ジャパン



ドライバーの安全運転をサポート!



Safety Sight

— セーフティサイト —

無料アプリ

ドライバーを事故から守る、スマートフォンアプリ(無料)です。安全運転を応援するさまざまな機能をご用意しています!

—主な機能—

- ◆前方車両接近アラート・前方車両発進お知らせ
- ◆安全運転診断
- ◆ドライブレコーダー など

【ダウンロード方法】

App Store、Google playで「Safety Sight」と検索!



(注1)ご利用には、スマートフォンをダッシュボードなどに固定する設置ホルダー(クレイドル)が必要となります。

(注2)このアプリは安全運転を補助するものであり、事故を直接防ぐものではありません。

みんなで楽しく交通安全を学ぼう!

クルマのあんぜん教室

インターネットで毎日の交通安全を考えるサイトです。交通安全のための運転適性検査ゲームやアニメーションなどお子さまからベテランドライバーまでどなたでもご利用いただけます。

法人のお客さまに

事故防止倶楽部

企業の自動車事故防止活動をサポートする、お客さま専用のサービスです。

安全運転管理体制チェック「RM診断25」や「WEB危険予測診断」など豊富なメニューをご用意しています。

損保ジャパンホームページ「法人のお客さま」コーナーからアクセスしてください。

(注)ログインはお客さまの自動車保険証券番号を入力してください。

お客さまのパソコンから約款をいつでもご覧いただけます!

損保ジャパンホームページのトップページにある「Web約款」ボタンから約款を閲覧いただけます。

Web約款



(注)実際の画面は変更となる場合があります。

用語のご説明

保険契約上の権利・義務にかかわる方についての用語

●ご契約者

ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。

●被保険者

保険契約の補償の対象になる方をいいます。

●記名被保険者

ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

●所有者(車両所有者)

ご契約の自動車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。

保険契約上の主な専門用語

●告知義務

ご契約時に、当社に告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。

●告知事項

危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。他の保険契約などに関する事項も含まれます。

●通知義務

ご契約後やご契約期間の途中でご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を当社に伝えなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。

●解除

当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。

●無効

ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

●保険料

ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。

●保険金

自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。

●ご契約の自動車

保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含まず。)のことをいいます。

●保険価額

その損害が生じた場所および時におけるご契約の自動車の価額(ご契約の自動車と同一車種、年式で同一損耗度の自動車の市場販売価格相当額)のことをいいます。

●協定保険価額

ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約の自動車の価額として、保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一用途・車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。

●保険金額

保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)のことをいいます。

●新車価格相当額

保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車の市場販売価格相当額のことをいいます。

●市場販売価格相当額

ご契約の自動車と同一車種、車名、型式、仕様、初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし、消費税は市場販売価格に含まれます。

●免責

保険会社は保険事故が発生した場合は、保険契約に基づいて保険金をお支払いする義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき(例えば、ご契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波などによる事故などによる損害)は例外としてその義務を免れることをいいます。

●自己負担額(免責金額)

お支払いする保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券などに「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

●保険年度

初年度については、ご契約期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれのご契約期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、そのご契約期間の初日応当日からご契約期間の末日までの期間とします。

保険契約上の用法として特にご注意ください用語

●同居

●生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。
●同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。

【別居として取り扱う例】

●マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。)
●同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。)
●単身赴任の場合
●就学のために下宿している子(住民票記載の有無は問いません。)
●二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

●親族

6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。

●未婚の子

これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。

●配偶者

法律上の婚姻の相手の方をいい、原則として内縁*を含みます。

*「内縁」とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

●用途・車種

用途とは、自家用または営業用(事業用)の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車などの自動車の種類の区分をいいます。なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号または車両番号の分類番号および塗色に基づき損保ジャパンが定める区分によるものとなります。(注) ダンプ装置がある場合など、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

●自家用8車種

用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)または特種用途自動車(キャンピング車)である自動車をいいます。

その他の用語

●付属品

自動車の付属品とは、自動車に定着(ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。)または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。)されているものをいいます。

なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。

【付属品として取り扱う例】

●自動車に定着されているステレオ、カーナビゲーションシステム など
●自動車に装備されているスペアタイヤ(1本)、標準工具 など
●法令などにより自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルト など
●オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液 など

【付属品として取り扱わない例】

●燃料 ガソリン、軽油、プロパンガス(LPG) など
●法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの エアスポイラー(法令に違反するもの)、オーバーフェンダー(標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。) など
●通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花瓶、膝掛 など
●その他の自動車用品 洗車用品、ボディーカバー など
(注) 自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。

SUPのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパンがトータルにサポートします。

商品に関するお問い合わせ

損保ジャパン公式ホームページ「よくあるご質問」

補償の内容や事故時の対応方法、お手続きなど、さまざまなご質問の答えを24時間いつでも簡単にご確認いただけます。

◆パソコン・スマートフォン・携帯電話から

<http://www.sompo-japan.co.jp/>

- スマートフォン・携帯電話端末への対応状況は以下のとおりです。
 - ・スマートフォン:iOS4.3以上、AndroidOS2.2以上
 - ・携帯電話:NTTドコモ、au、ソフトバンク
- 端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

損保ジャパン

検索



お客さまフリーダイヤル

- 【受付時間】◆平日:午前9時～午後8時
◆土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)
- おかけ間違いにご注意ください。

0120-888-089

(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・損保ジャパン営業店・サービスセンターへお取次ぎさせていただく場合があります。

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートデスク

【営業時間】◆24時間365日

- おかけ間違いにご注意ください。

24時間365日
事故受付・初期対応

0120-256-110

自動車のトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

【営業時間】◆24時間365日

- おかけ間違いにご注意ください。

24時間365日
受付・対応

0120-365-110

☆取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

☆保険証券(または保険契約継続証)は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1か月を経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

☆お客さま(保険のご契約者)以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合は、その方にこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。



エコマーク認定自動車保険

エコマーク認定番号
第10 147 008号

エコマーク使用契約者:株式会社 損害保険ジャパン

この自動車保険は、

- 契約者の環境配慮行動の促進(エコカー割引、Web約款の推進)
- 事故による環境的損失の削減(事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)に貢献しています。

保険会社との間で問題を解決できない場合

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日:午前9時15分～午後5時(土日祝日・年末年始は休業)

0570-022808 <通話料有料>

- 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)
- PHS-IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
- おかけ間違いにご注意ください。

- ★「SUP」は、「自動車総合保険」のペットネームです。
- ★このパンフレットは、「自動車総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」、「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明の点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ★損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(http://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先